

3. 参考資料

3.1 自然公園法 第5節 生態系維持回復事業

自然公園法（昭和32年法律第161号）（抄）

第5節 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第38条 環境大臣及び生態系維持回復事業を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、国立公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、国立公園における生態系維持回復事業計画を定めることができる。
- 3 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業の目標
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 4 環境大臣等又は都道府県知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 5 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 第4項の規定は、環境大臣等又は都道府県知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

（国立公園における生態系維持回復事業）

第39条 国は、国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受け、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前3号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第40条 環境大臣は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- 四 第42条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(国定公園における生態系維持回復事業)

第41条 都道府県は、国定公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国定公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

- 2 国及び都道府県以外の地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第39条第4項及び第5項の規定は第2項の確認及び前項の認定について、同条第6項から第9項までの規定は第2項の確認を受けた者について、同条第6項から第9項まで及び前条の規定は前項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第1号中「国立公園」とあるのは「国定公園」と読み替えるものとする。

(報告徴収)

第42条 環境大臣は第39条第3項の認定を受けた者に対し、都道府県知事は前条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

3.2 自然公園法施行規則

自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）（抄）

第 3 章 生態系維持回復事業

（国立公園における生態系維持回復事業の確認）

第 15 条の 4 地方公共団体が、法第 39 条第 2 項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

（国立公園における生態系維持回復事業の認定）

第 15 条の 5 国及び地方公共団体以外の者が、法第 39 条第 3 項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ロ この法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者
- 二 その行う生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第 2 号イからへまでのいずれかに該当すること。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第 15 条の 6 法第 39 条第 4 項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2 法第 39 条第 4 項第 4 号に規定する環境省令で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

- 3 法第 39 条第 5 項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺 25000 分の 1 以上の地形図
 - 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書
- 4 前項の書類の添付については、第 1 項の規定の例による。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第 15 条の 7 法第 39 条第 6 項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は同条第 4 項第 1 号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第 15 条の 8 法第 39 条第 6 項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

(国定公園における生態系維持回復事業の確認及び認定)

第 15 条の 9 第 15 条の 4 から前条までの規定は、国定公園における生態系維持回復事業の確認及び認定について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第 15 条の 4 中「地方公共団体」とあるのは「都道府県以外の地方公共団体」と、「法第 39 条第 2 項」とあるのは「法第 41 条第 2 項」と、第 15 条の 5 中「法第 39 条第 3 項」とあるのは「法第 41 条第 3 項」と読み替えるものとする。

3.3 国立公園における生態系維持回復事業取扱要領

国立公園における生態系維持回復事業取扱要領

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第38条の規定による生態系維持回復事業計画の策定及び同法第39条の規定による国立公園における生態系維持回復事業（以下「生態系維持回復事業」という。）の実施（以下「事業の実施」という。）に関しては、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

目次

- 第1節 生態系維持回復事業計画の策定（第1～第3）
- 第2節 国立公園における生態系維持回復事業の確認・認定等（第4～第15）
- 第3節 認定の取消し（第16～第17）
- 第4節 報告徴収（第18）

第1節 生態系維持回復事業計画の策定

（生態系維持回復事業計画の策定方法）

第1

- 1 国立公園における生態系維持回復事業計画を策定する場合であって、国の機関が生態系維持回復事業に含まれる事業を既に実施している又は実施する予定があり、環境大臣と当該国の機関の長が共同で生態系維持回復事業計画を策定することが可能な場合には、調整の上、共同で策定するものとする。
- 2 生態系維持回復事業計画の策定に当たっては、公園計画の決定等の手続きに準じて、国の関係機関、関係都道府県及び関係市町村に意見を聴くものとする。また、計画対象区域内の財産権を尊重し、土地所有者等の関係者への周知に努めるものとする。生態系維持回復事業計画の策定手順は別添のとおりとする。
- 3 生態系維持回復事業計画の策定に当たっては、必要に応じて、国の関係機関、関係都道府県、関係市町村、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する大学等の機関等の関係者による検討又は調整を行うための場を設けるなど、関係者間の情報共有、連携に努めるものとする。
- 4 生態系維持回復事業計画の策定に当たっては、第2に掲げる事項を記載した生態系維持回復事業計画書を作成するものとする。
- 5 生態系維持回復事業計画を策定したときは、その概要として当該計画の名称、策定者並びに生態系維持回復事業を行う区域及びその内容の概要を公示する。公示は一般に広く知らせることができるよう、官報に掲載して行うほか、インターネット等の手段を活用して行うものとする。

(生態系維持回復事業計画書の内容)

第2

生態系維持回復事業計画書に記載する内容はおおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 生態系維持回復事業計画の名称

生態系維持回復事業計画を策定する国立公園の名称及び対象とする区域の地名若しくは通称名等を明示する。

(例) ○○国立公園○○地域生態系維持回復事業計画
- (2) 生態系維持回復事業計画の策定者

生態系維持回復事業計画の策定者の名称を記載する。
- (3) 生態系維持回復事業計画の計画期間

生態系維持回復事業計画の計画期間を記載する。
- (4) 生態系維持回復事業の目標

生態系の維持又は回復を図る際の目標を記載する。目標は公園計画との整合を図るとともに、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、できる限り具体的に分かりやすい目標の設定に努めるものとする。
- (5) 生態系維持回復事業を行う区域

国立公園において生態系の維持又は回復を図るために生態系維持回復事業を行うことが必要な区域を記載する。また、生態系維持回復事業計画書には、生態系維持回復事業を行う区域を図示した図面を添付するものとする。
- (6) 生態系維持回復事業の内容

規則第15条の4第1項第2号の各号に掲げる事業のうち、生態系維持回復事業として実施する事業の内容について概要を記載する。

なお、森林に係る生態系維持回復事業については、下記事業のうち、(イ)、(ロ)、(ホ)及び(へ)に関する事業とし、森林の整備及び保護等は含まないものとする(ただし、環境省が自ら所管する土地内で実施する事業を除く。)

 - (イ) 生態系の状況の把握及び監視に関する事業

対象とする生態系を評価するのにふさわしい代表的な動植物、生態系の維持若しくは回復に支障を及ぼしている又はそのおそれのあるものとして防除の対象とする動植物、防除等の実施により影響を受ける可能性のある動植物及びこれらの動植物の生息・生育環境並びに気象・地形等無機的環境等に着目し、調査、監視の対象とする動植物や環境要素の種類、項目等を記載する。
 - (ロ) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除に関する事業

生態系の維持若しくは回復に支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあるために防除の対象とする動植物について、その種類、防除の方法等を記載する。
 - (ハ) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善に関する事業

対象とする生態系を構成する動植物の生息・生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、方法等を記載する。

なお、生息・生育環境の改善を目的とした客土・耕耘等の事業を実施する場合などは、当該事業の実施によって、本来、そこには生息又は生育していない動植物が持ち込まれ、当該地域の生物の多様性の保全に悪影響を与えることがないように留意するものとする。
 - (二) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖に関する事業

生態系の維持又は回復を図るために保護増殖の対象とする動植物の種類、保護増殖の方法、保護増殖後の管理方法等を記載する。

なお、動植物の保護増殖によって、当該地域の生物多様性の保全に新たな影響が生じることがないように、当該動植物に深い知識を有する学識経験者等の意見を聴くなどし、当該動植物の保護増殖の必要性、方法等については十分検討を行うとともに、必要に応じて関係行政機関、関係団体等との調整を図るものとする。

- (ホ) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発に関する事業
公園利用者への情報提供や地域住民との情報共有など、生態系維持回復事業に対する関心や理解を深めるための普及啓発の内容、方法等を記載する。
- (ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げる事業に必要な調査等に関する事業
生態系維持回復事業の効果的な実施に資する調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、方法等を記載する。
- (7) 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- (イ) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項
監視結果等のデータを集約し、目標の達成状況や事業の効果に関する評価を行い、生態系維持回復事業計画の見直しについて検討する際の方法等を記載する。
- (ロ) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項
生態系維持回復事業計画の策定に当たっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画等の関連する計画との整合を図るものとし、これらの関連する計画がある場合には、計画の名称、関連する計画との整合を図る上で留意すべき事項等を記載する。
- (ハ) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項
生態系維持回復事業の実施体制及び関係都道府県、関係市町村、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する大学等の機関等の関係者との連携方法、役割分担等を記載する。

（生態系維持回復事業計画の廃止又は変更）

第3

生態系維持回復事業計画の廃止又は変更が必要と認められるときは、生態系維持回復事業計画の策定の場合に準じて廃止又は変更を行うものとする。

第2節 国立公園における生態系維持回復事業の確認・認定等

（事業の実施に関する申請内容等の事前指導）

第4

事業の実施に関し相談を受けたときは、事業の実施内容及び申請書又は届出書の内容が、法、規則及び本要領の他、関連する生態系維持回復事業計画に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意するものとする。

(事業の実施に関する申請書又は届出書の審査)

第5

- 1 地方環境事務所長（釧路、信越又は那覇自然環境事務所の管轄区域に係るものにあつては、それぞれ釧路、長野又は那覇自然環境事務所長。以下同じ。）は、申請者又は届出者から事業の実施に関する申請書又は届出書が提出されたときは、当該申請書又は届出書を確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者又は届出者に補正させるものとする。
- 2 地方環境事務所長は、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日）から起算して原則として一月以内に、本要領に定める確認又は認定の基準に基づき審査を行い、処分するものとする。
なお、相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあつては、速やかに行政手続法第7条の規定に沿って申請を拒否する処分を行うものとする。

(申請書に係る事務処理（決裁又は送付）方法)

第6

- 1 地方環境事務所長は、自ら処理する。
- 2 自然保護官事務所（広島事務所及び福岡事務所を含む。以下同じ。）及び自然環境事務所（釧路、信越及び那覇自然環境事務所を除く。以下同じ。）は、申請に係る地域を管轄する地方環境事務所長に送付する。

(拒否の処分に当たっての理由の提示)

第7

事業の実施に関する確認又は認定を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面にその理由を記載するものとする。

(生態系維持回復事業の確認又は認定に係る申請書の様式)

第8

- 1 規則第15条の6に規定する生態系維持回復事業の確認又は認定の申請書（以下「確認認定申請書」という。）は、地方公共団体による確認の申請については別記様式1（1）、国及び地方公共団体以外の者による認定の申請については別記様式1（2）によるものとする。
- 2 規則第15条の6第3項第2号に規定する生態系維持回復事業実施計画書は、様式2によるものとする。

(申請書についての審査事項)

第 9

地方環境事務所長は、確認認定申請書に関し、次の（１）から（６）までに掲げる事項について審査するものとする。

- （１）国立公園に関する公園計画（以下「国立公園計画」という。）及び生態系維持回復事業計画との整合性
- （２）区域
- （３）実施方法の適否
- （４）他法令による処分の状況
- （５）土地所有者等の諾否
- （６）その他確認又は認定の判断に必要な事項

(生態系維持回復事業の確認又は認定の基準)

第 10

1 国立公園における生態系維持回復事業の確認又は認定は、規則第 15 条の 4 の各号又は同規則第 15 条の 5 の各号に該当するものであって、次に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

- （１）当該事業の実施内容が、国立公園の保護又は利用上適切な配慮がなされていること。
- （２）工作物を設置等する場合においては、その構造及び設備に関し、安全性が十分確保されているとともに、維持又は管理の方法が適切であること。
- （３）事業の実施が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。
- （４）事業の実施内容に動植物の防除を含む場合は、関連する計画との整合が図られていること。
- （５）事業の実施に関し、土地所有者等の関係者の同意が得られている又は得られる見込みがあること。

2 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5 条第 3 項及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保護官事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(確認事項又は認定事項の変更に係る申請書の様式)

第 11

規則第 15 条の 8 の規定による生態系維持回復事業の確認事項又は認定事項の変更に係る申請書（以下「変更確認等申請書」という。）は、地方公共団体による確認事項の変更に係る申請については別記様式 3（１）、国及び地方公共団体以外の者による認定事項の変更に係る申請については別記様式 3（２）によるものとする。

(変更確認等申請書についての審査事項)

第 12

地方環境事務所長は、変更確認等申請書について第9の(1)から(6)までに掲げる事項について審査するものとする。

(確認事項又は認定事項の変更に係る確認又は認定の基準)

第 13

- 1 生態系維持回復事業の確認事項又は認定事項の変更に係る確認又は認定は、変更の内容が第10に掲げる要件に適合するものについて行うものとする。
- 2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保護官事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(確認又は認定の通知等)

第 14

- 1 地方環境事務所長は、生態系維持回復事業の確認又は認定を行ったとき及び生態系維持回復事業の確認事項又は認定事項の変更に係る確認又は認定を行ったときは、申請者に対し、様式4により確認又は認定の通知を行うものとする。
- 2 地方環境事務所長は、1の定めにより、確認又は認定の通知を行ったときは、当該通知の写しを申請に係る地域を管轄する自然環境事務所及び自然保護官事務所に送付するものとする。
- 3 地方環境事務所長は、1の定めにより、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項の規定による指定区域内に係る確認又は認定の通知を行ったときは、当該通知の写しを関係する都道府県知事に送付するものとする。

(軽微な変更に係る届出書の様式)

第 15

法第39条第6項ただし書きの規定による生態系維持回復事業の確認事項又は認定事項の軽微な変更に係る届出書は、様式5によるものとする。

第3節 認定の取消し**(認定の取消しに当たっての聴聞手続等)**

第 16

法第40条の規定により事業の実施の認定を取り消す場合には、行政手続法第15条から第28条までの規定により聴聞を行うとともに、処分当たっては、同法第14条の規定によりその理由を書面により通知するものとする。

(認定の取消しに係る通知の取扱い)

第 17

認定の取消しに係る通知については、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該通知を直接名あて人に送付の上、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより送付することとする。

第 4 節 報告徴収

(報告徴収)

第 18

各地方環境事務所長は、法第 42 条の規定により、事業の実施状況その他必要な事項に関する報告を求めることができる。

附 則

この取扱要領は、平成 年 月 日から実施する。

3.4 国立公園区域における指定植物の分布とニホンジカの生息密度分布

ニホンジカの生息する国立公園について国立公園ごとに指定される指定植物の分布図と、ニホンジカの生息密度分布図を作成した。ニホンジカが生息していない小笠原国立公園、奄美群島国立公園、やんばる国立公園、西表石垣国立公園については対象から除いた。

国立公園ごとの指定植物分布図は、国立公園内に生育する植物種の位置データ（環境省自然環境局，2016）から、国立公園ごとに指定される指定植物の情報を抽出し、メッシュ単位で種数を集計し、国立公園の区域図と重ね合わせた。

国立公園ごとのニホンジカ生息密度分布図は、5km メッシュごとの2014年度当初のニホンジカの推定生息密度データ（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室，2015）を全国の国立公園の区域図と重ね合わせた。北海道（独自に個体数推定を実施）、青森県、秋田県、山形県、茨城県、佐賀県、沖縄県（ニホンジカの生息がない又は少ない）については、環境省による個体数推定を実施していないため、密度分布図は作成されていない。

これらの情報を活用することで、生態系維持回復事業計画を策定する際の区域設定の検討段階で状況を俯瞰的に把握することができる。

国立公園における指定植物の分布状況とニホンジカの生息密度分布図を図 3.4-1 から図 3.4-77 に示す。

表 3.4-1 (1) 指定植物の分布状況とニホンジカの生息密度分布図 目次

図番号	図タイトル	ページ番号
図3.4-1	利尻礼文サロベツ国立公園における指定植物の分布状況	121
図3.4-2	十和田八幡平国立公園における指定植物の分布状況	122
図3.4-3	阿寒摩周国立公園における指定植物の分布状況	123
図3.4-4	釧路湿原国立公園における指定植物の分布状況	124
図3.4-5	大雪山国立公園における指定植物の分布状況	125
図3.4-6	支笏洞爺国立公園における指定植物の分布状況	126
図3.4-7	十和田八幡平国立公園における指定植物の分布状況	127
図3.4-8	十和田八幡平国立公園におけるニホンジカ密度分布図	128
図3.4-9	三陸復興国立公園における指定植物の分布状況(1)	129
図3.4-10	三陸復興国立公園におけるニホンジカ密度分布図(1)	130
図3.4-11	三陸復興国立公園における指定植物の分布状況(2)	131
図3.4-12	三陸復興国立公園におけるニホンジカ密度分布図(2)	132
図3.4-13	三陸復興国立公園における指定植物の分布状況(3)	133
図3.4-14	三陸復興国立公園におけるニホンジカ密度分布図(3)	134
図3.4-15	磐梯朝日国立公園における指定植物の分布状況	135
図3.4-16	磐梯朝日国立公園におけるニホンジカ密度分布図	136
図3.4-17	日光国立公園における指定植物の分布状況	137
図3.4-18	日光国立公園におけるニホンジカ密度分布図	138
図3.4-19	尾瀬国立公園における指定植物の分布状況	139
図3.4-20	尾瀬国立公園におけるニホンジカ密度分布図	140
図3.4-21	上信越高原国立公園における指定植物の分布状況	141
図3.4-22	上信越高原国立公園におけるニホンジカ密度分布図	142
図3.4-23	妙高戸隠連山国立公園における指定植物の分布状況	143
図3.4-24	妙高戸隠連山国立公園におけるニホンジカ密度分布図	144
図3.4-25	秩父多摩甲斐国立公園における指定植物の分布状況	145
図3.4-26	秩父多摩甲斐国立公園におけるニホンジカ密度分布図	146

表 3.4-1 (2) 指定植物の分布状況とニホンジカの生息密度分布図 目次

図番号	図タイトル	ページ番号
図3.4-27	富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況(1)	147
図3.4-28	富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図(1)	148
図3.4-29	富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況(2)	149
図3.4-30	富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図(2)	150
図3.4-31	富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況(3)	151
図3.4-32	富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図(3)	152
図3.4-33	富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況(4)	153
図3.4-34	富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図(4)	154
図3.4-35	富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況(5)	155
図3.4-36	富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図(5)	156
図3.4-37	中部山岳国立公園における指定植物の分布状況	157
図3.4-38	中部山岳国立公園におけるニホンジカ密度分布図	158
図3.4-39	白山国立公園における指定植物の分布状況	159
図3.4-40	白山国立公園におけるニホンジカ密度分布図	160
図3.4-41	南アルプス国立公園における指定植物の分布状況	161
図3.4-42	南アルプス国立公園におけるニホンジカ密度分布図	162
図3.4-43	伊勢志摩国立公園における指定植物の分布状況	163
図3.4-44	伊勢志摩国立公園におけるニホンジカ密度分布図	164
図3.4-45	吉野熊野国立公園における指定植物の分布状況	165
図3.4-46	吉野熊野国立公園におけるニホンジカ密度分布図	166
図3.4-47	山陰海岸国立公園における指定植物の分布状況	167
図3.4-48	山陰海岸国立公園におけるニホンジカ密度分布図	168
図3.4-49	瀬戸内海国立公園における指定植物の分布状況(1)	169
図3.4-50	瀬戸内海国立公園におけるニホンジカ密度分布図(1)	170
図3.4-51	瀬戸内海国立公園における指定植物の分布状況(2)	171
図3.4-52	瀬戸内海国立公園におけるニホンジカ密度分布図(2)	172
図3.4-53	瀬戸内海国立公園における指定植物の分布状況(3)	173
図3.4-54	瀬戸内海国立公園におけるニホンジカ密度分布図(3)	174
図3.4-55	瀬戸内海国立公園における指定植物の分布状況(4)	175
図3.4-56	瀬戸内海国立公園におけるニホンジカ密度分布図(4)	176
図3.4-57	瀬戸内海国立公園における指定植物の分布状況(5)	177
図3.4-58	瀬戸内海国立公園におけるニホンジカ密度分布図(5)	178
図3.4-59	瀬戸内海国立公園における指定植物の分布状況(6)	179
図3.4-60	瀬戸内海国立公園におけるニホンジカ密度分布図(6)	180
図3.4-61	瀬戸内海国立公園における指定植物の分布状況(7)	181
図3.4-62	瀬戸内海国立公園におけるニホンジカ密度分布図(7)	182
図3.4-63	大山隠岐国立公園における指定植物の分布状況	183
図3.4-64	大山隠岐国立公園におけるニホンジカ密度分布図	184
図3.4-65	足摺宇和海国立公園における指定植物の分布状況	185
図3.4-66	足摺宇和海国立公園におけるニホンジカ密度分布図	186
図3.4-67	西海国立公園における指定植物の分布状況	187
図3.4-68	西海国立公園におけるニホンジカ密度分布図	188
図3.4-69	雲仙天草国立公園における指定植物の分布状況	189
図3.4-70	雲仙天草国立公園におけるニホンジカ密度分布図	190
図3.4-71	阿蘇くじゅう国立公園における指定植物の分布状況	191
図3.4-72	阿蘇くじゅう国立公園におけるニホンジカ密度分布図	192
図3.4-73	霧島錦江湾国立公園における指定植物の分布状況	193
図3.4-74	霧島錦江湾国立公園におけるニホンジカ密度分布図	194
図3.4-75	屋久島国立公園における指定植物の分布状況	195
図3.4-76	屋久島国立公園におけるニホンジカ密度分布図	196
図3.4-77	慶良間諸島国立公園における指定植物の分布状況(1)	197
図3.4-78	慶良間諸島国立公園におけるニホンジカ生息密度分布図(1)	198
図3.4-79	慶良間諸島国立公園における指定植物の分布状況(2)	199
図3.4-80	慶良間諸島国立公園におけるニホンジカ生息密度分布図(2)	200

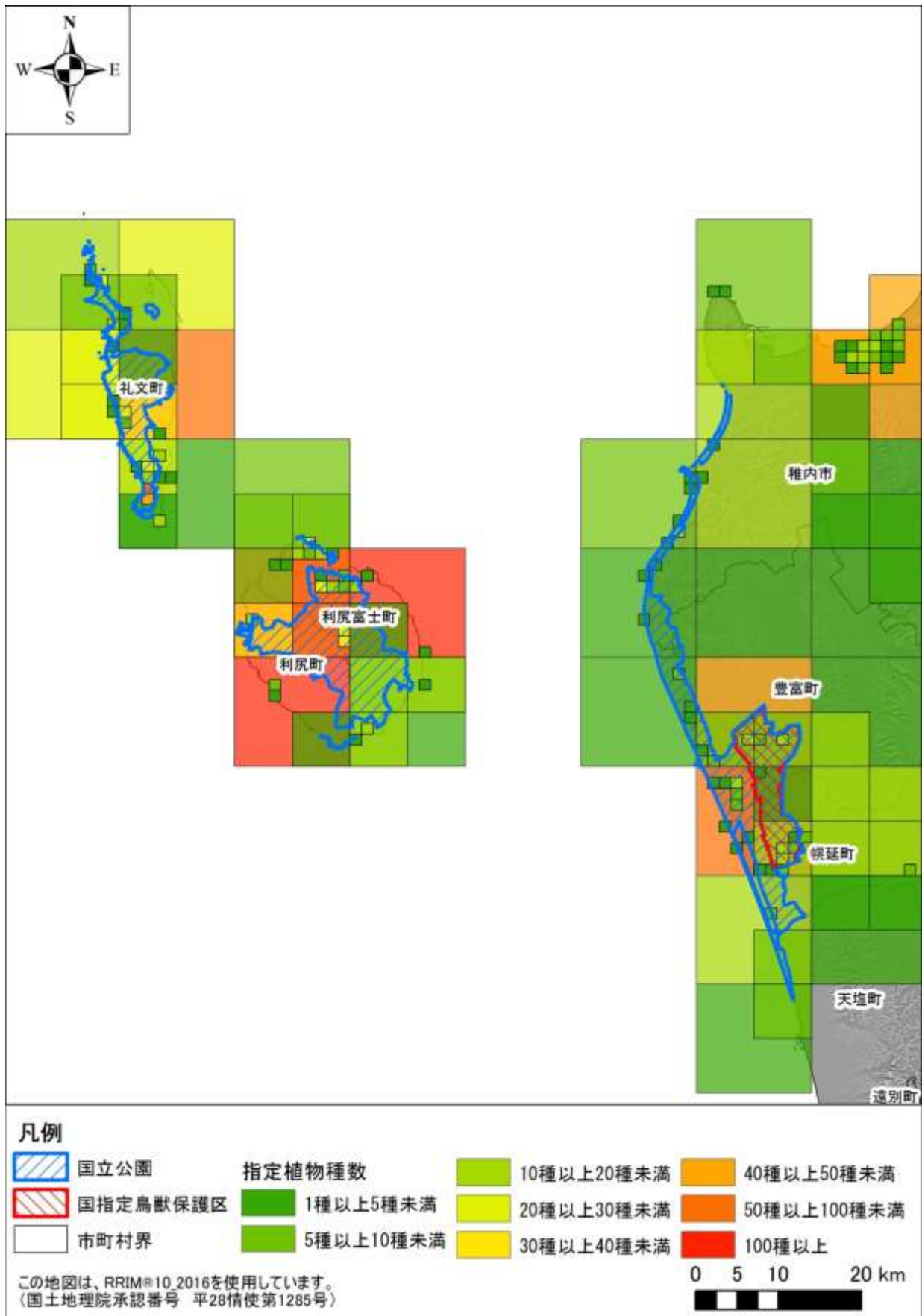


図 3.4-1 利尻礼文サロベツ国立公園における指定植物の分布状況

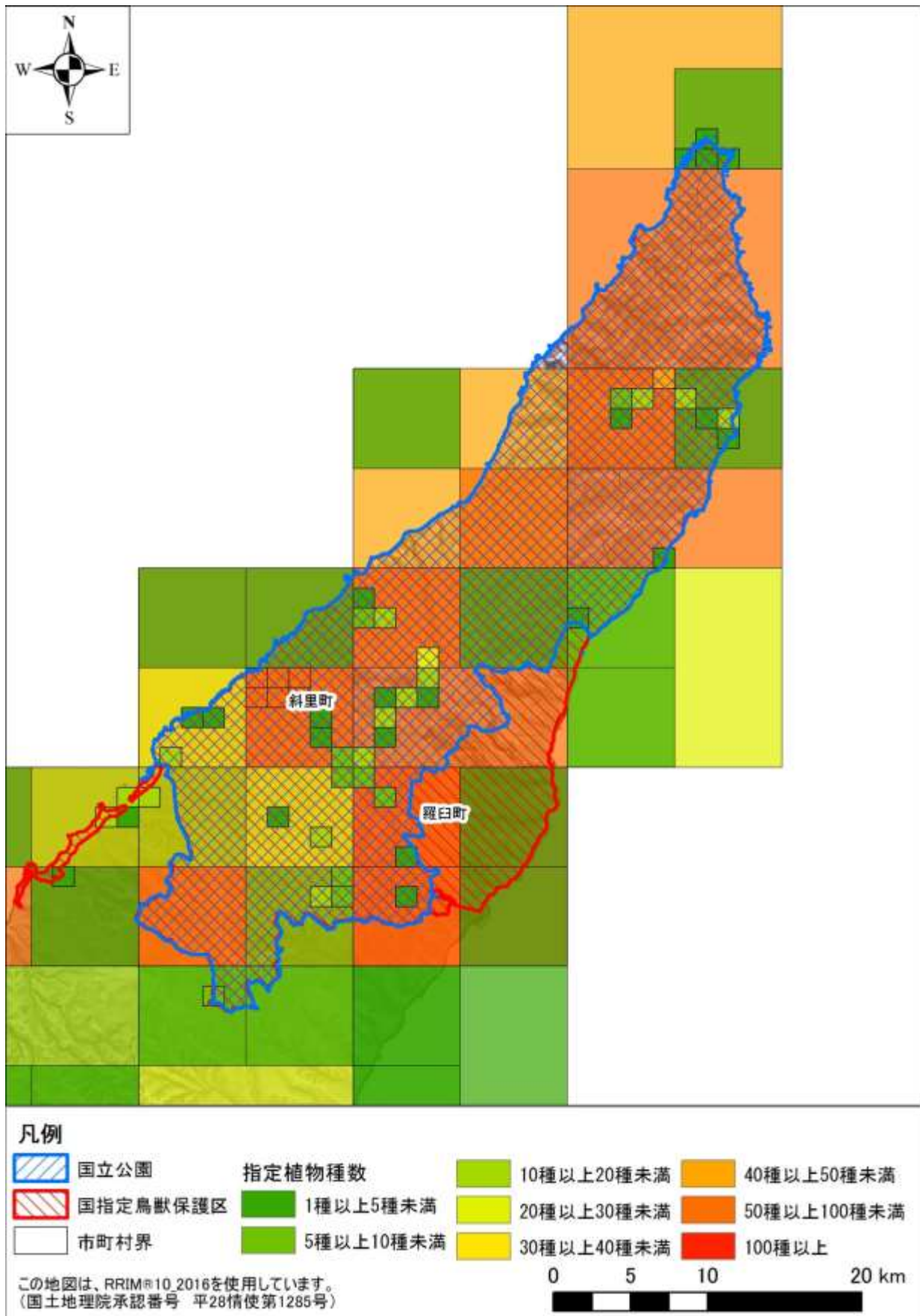


図 3.4-2 知床国立公園における指定植物の分布状況

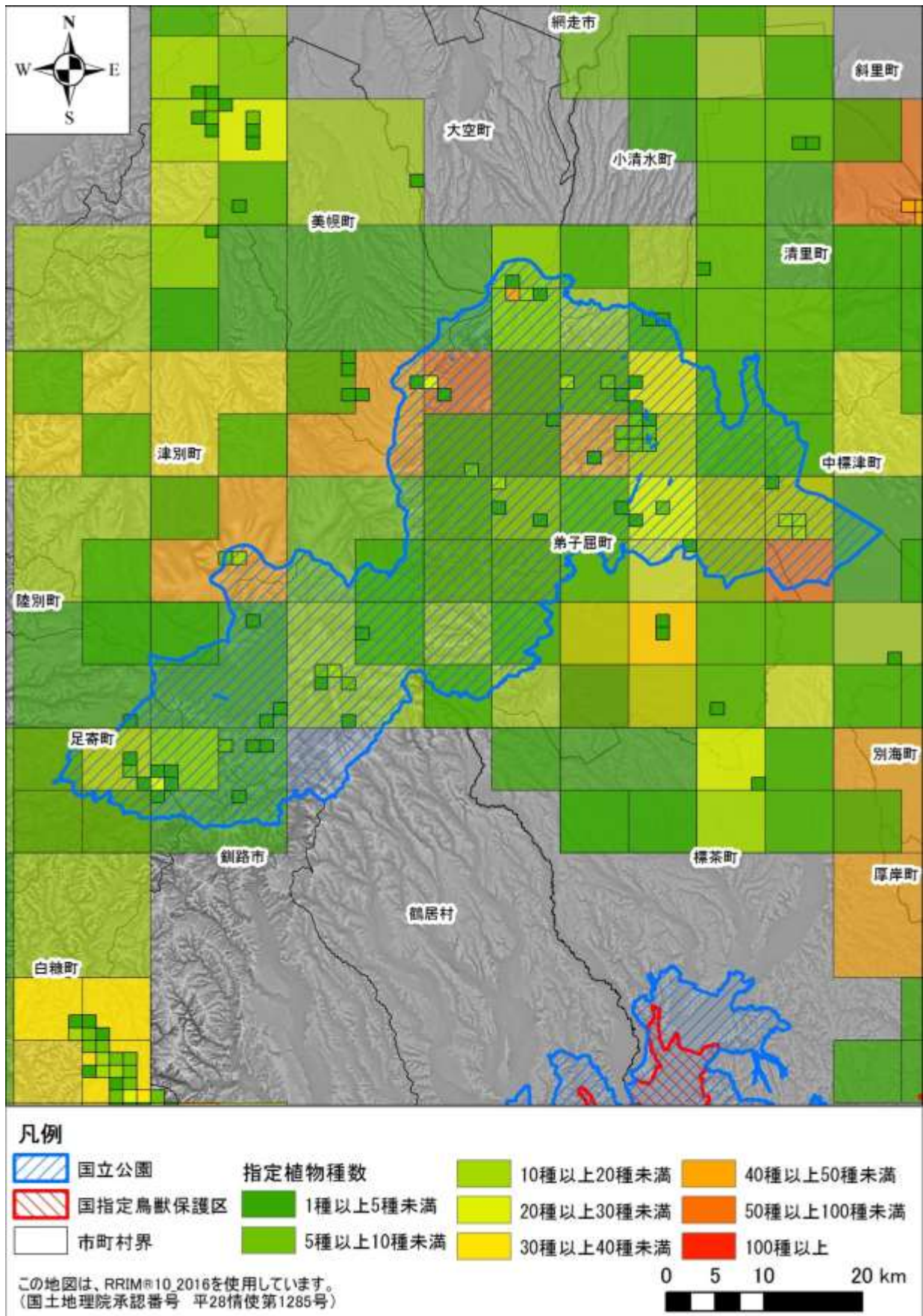


図 3.4-3 阿寒摩周国立公園における指定植物の分布状況

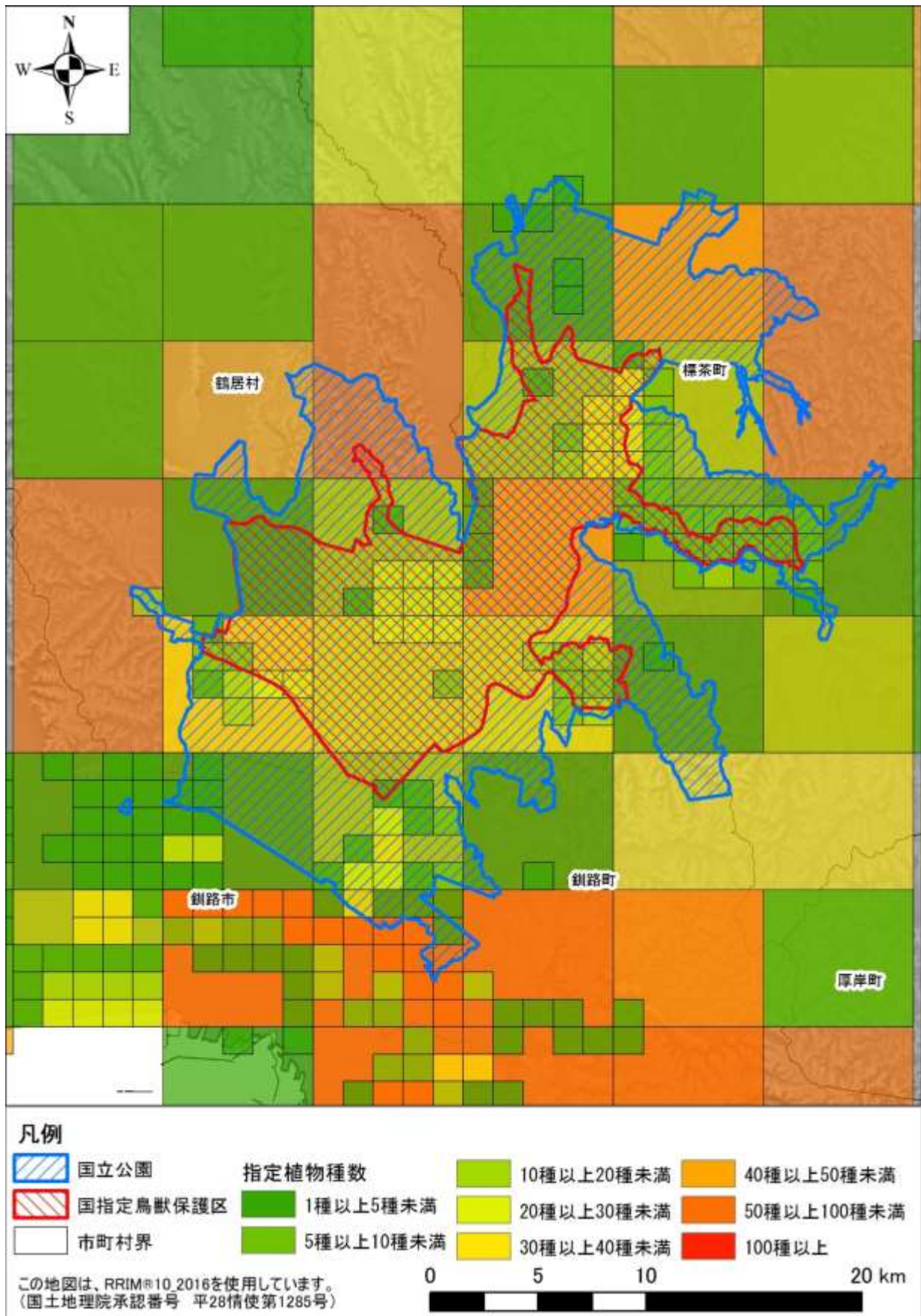


図 3.4-4 釧路湿原国立公園における指定植物の分布状況

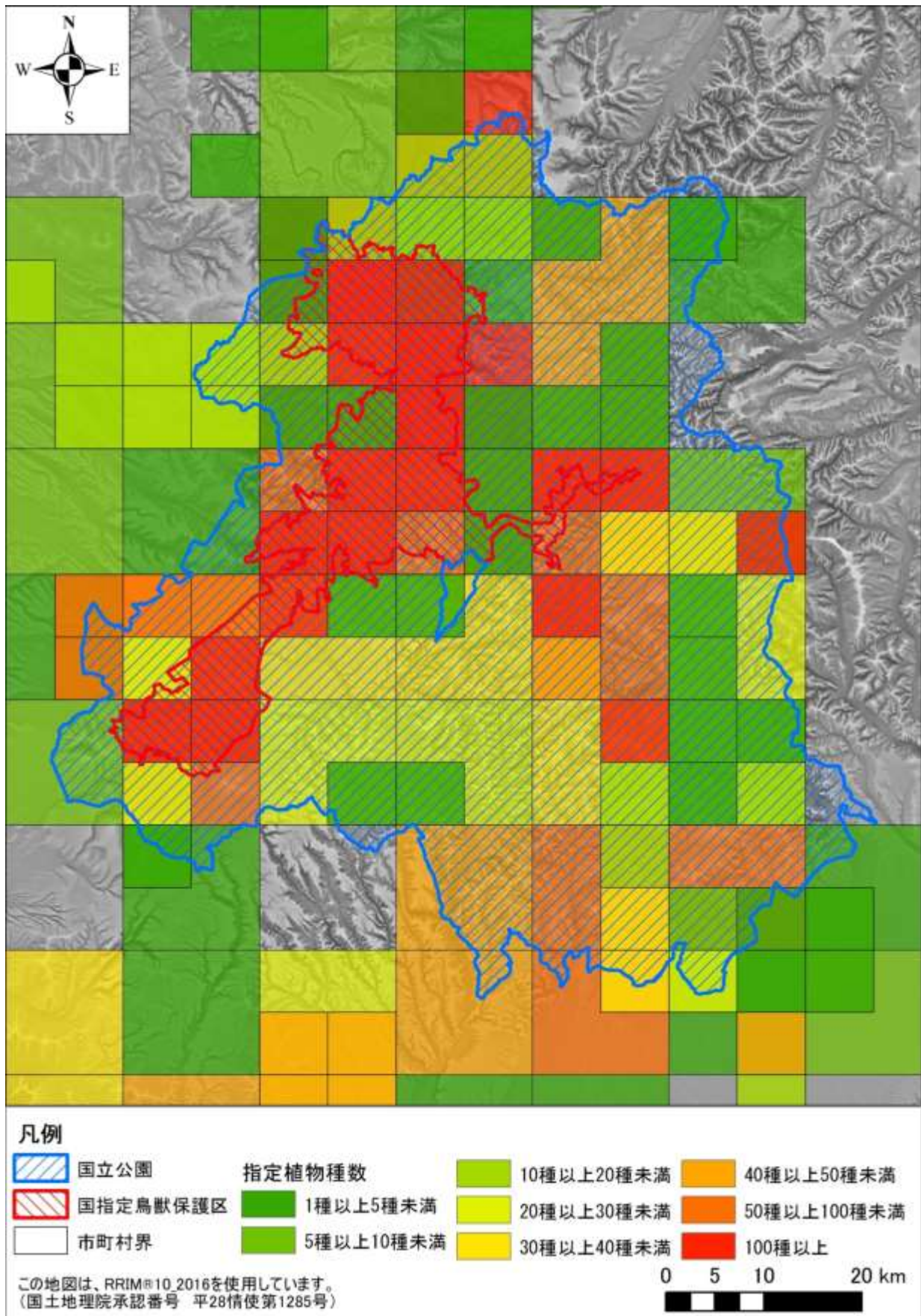


図 3.4-5 大雪山国立公園における指定植物の分布状況

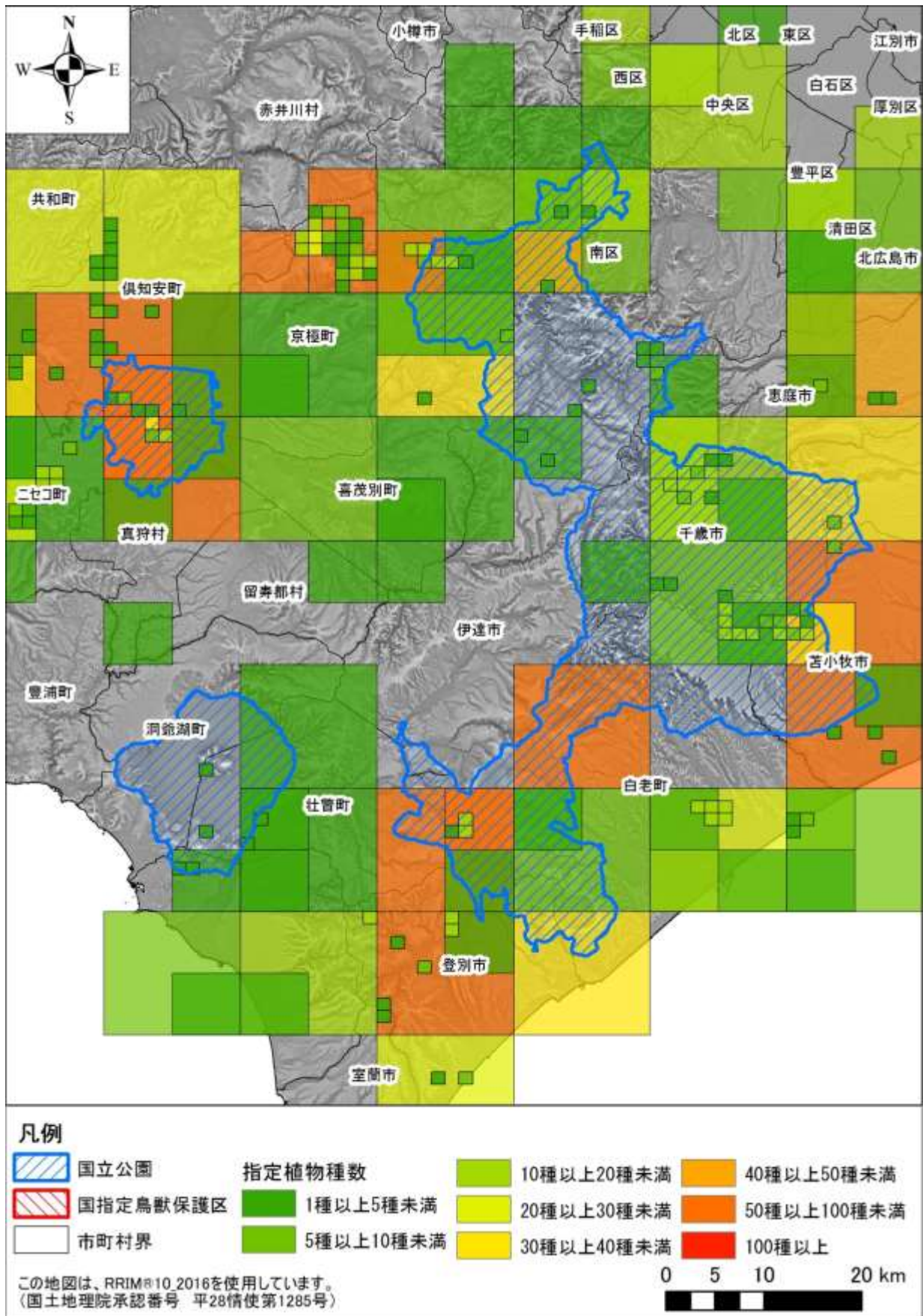


図 3.4-6 支笏洞爺国立公園における指定植物の分布状況

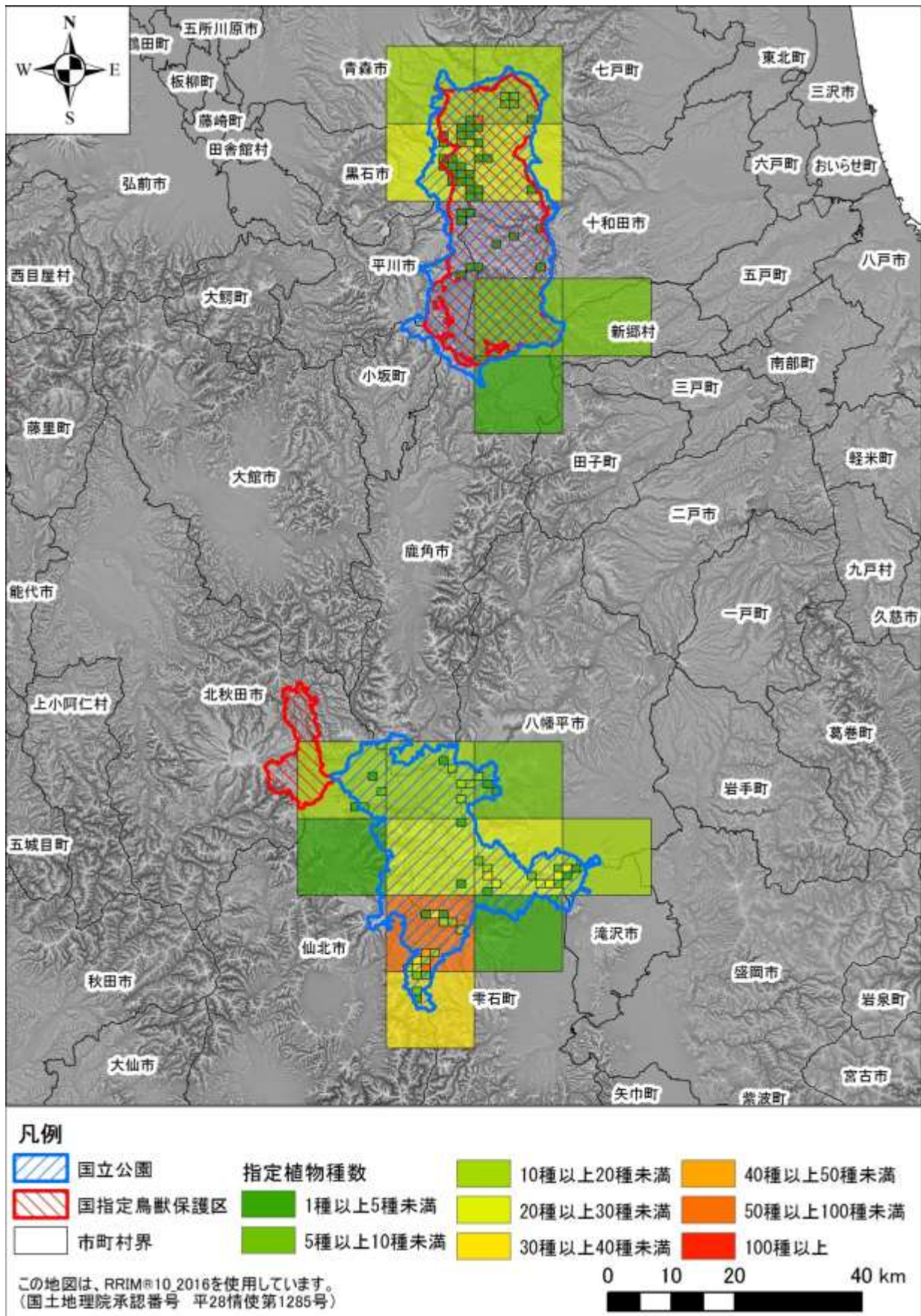


図 3.4-7 十和田八幡平国立公園における指定植物の分布状況

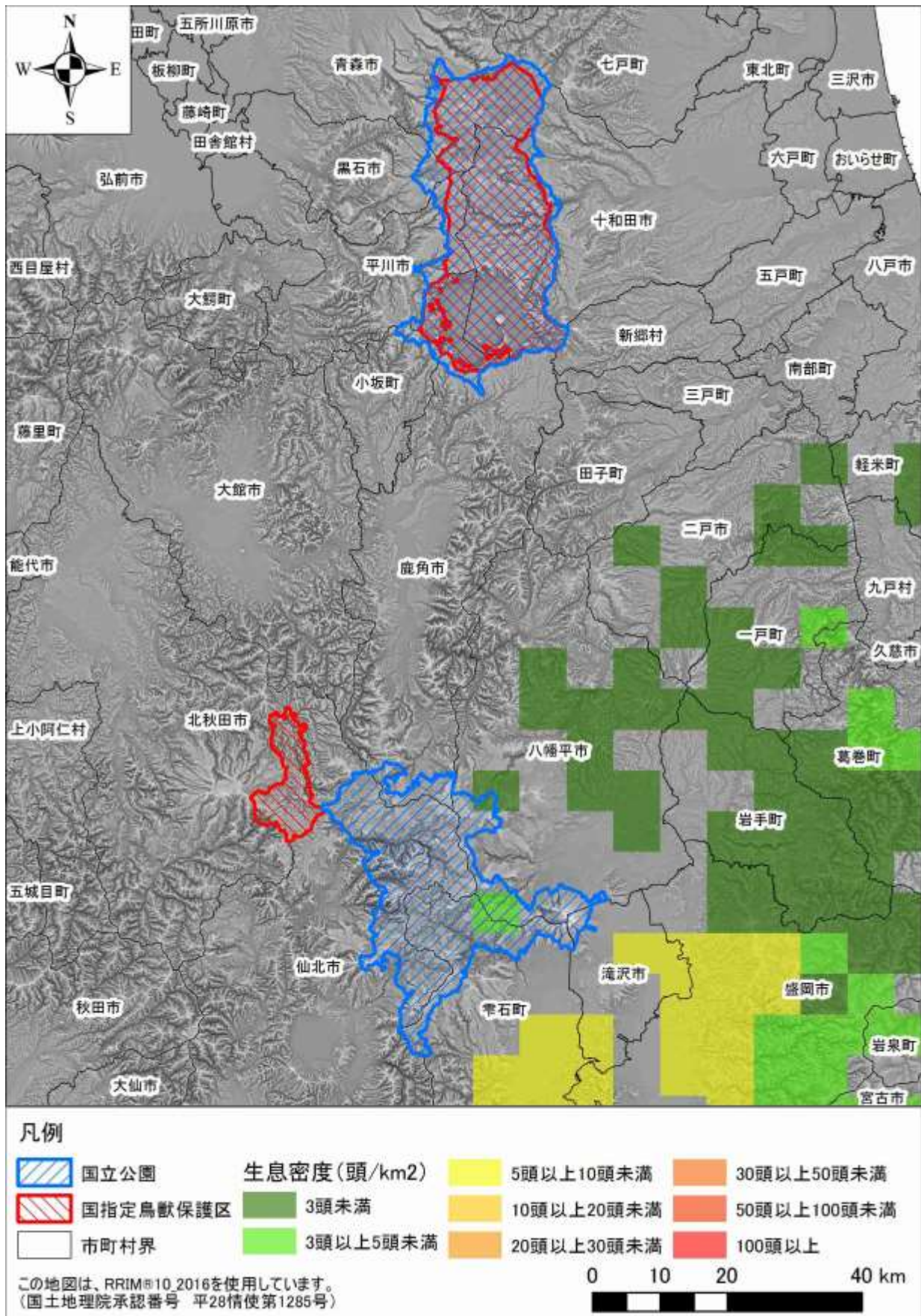


図 3.4-8 十和田八幡平国立公園におけるニホンジカ密度分布図

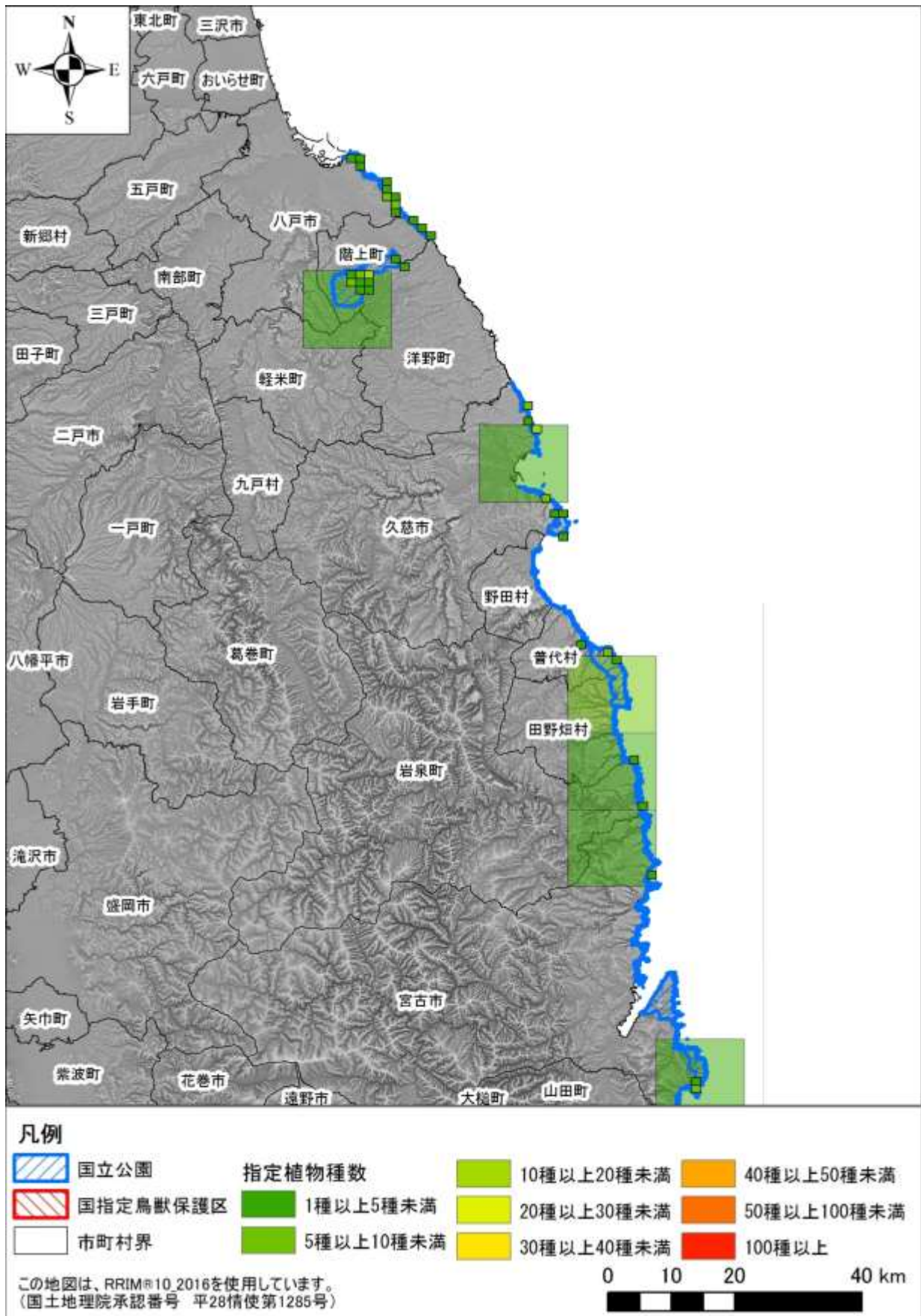


図 3.4-9 三陸復興国立公園における指定植物の分布状況 (1)

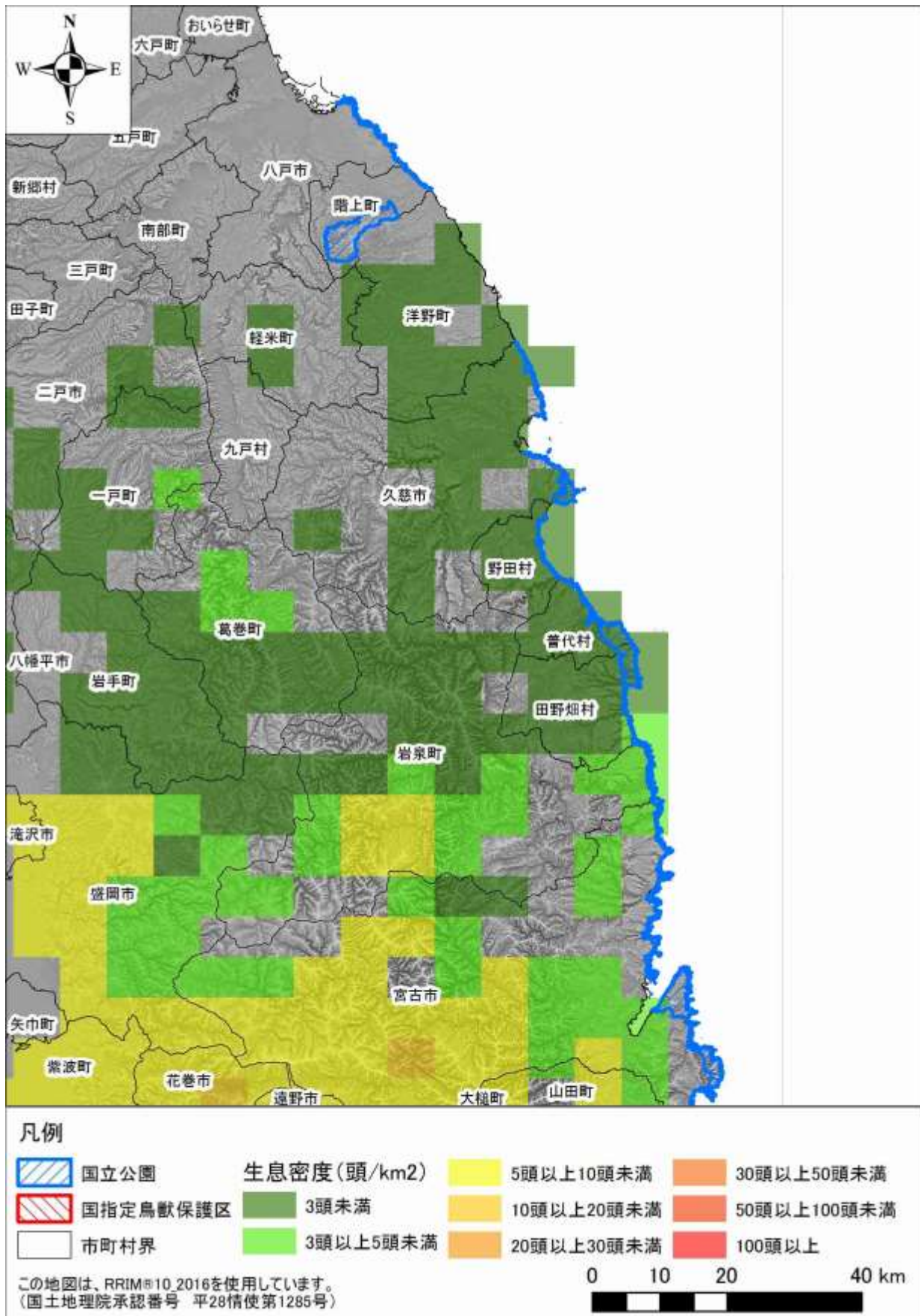


図 3.4-10 三陸復興国立公園におけるニホンジカ密度分布図 (1)

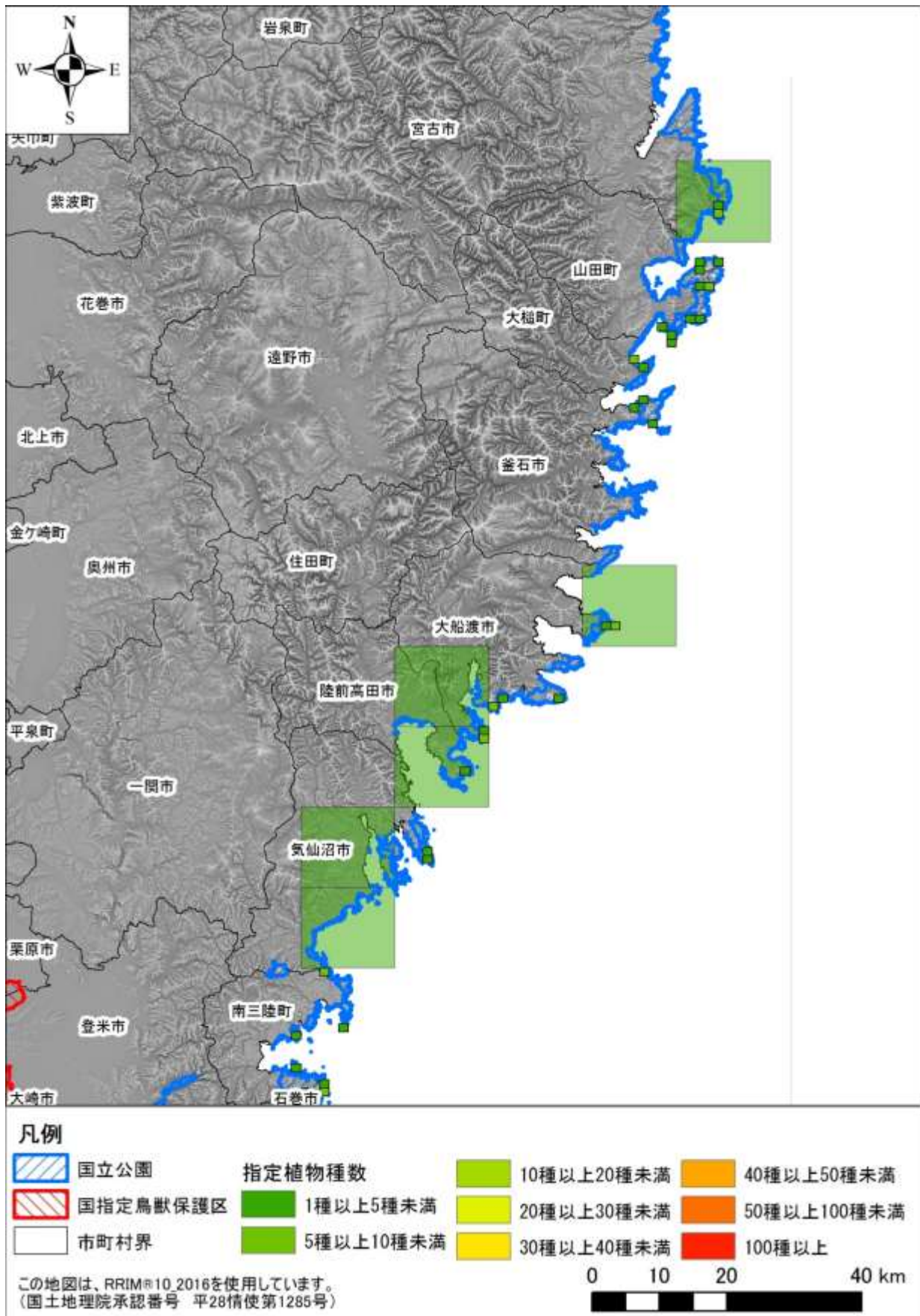


図 3.4-11 三陸復興国立公園における指定植物の分布状況 (2)

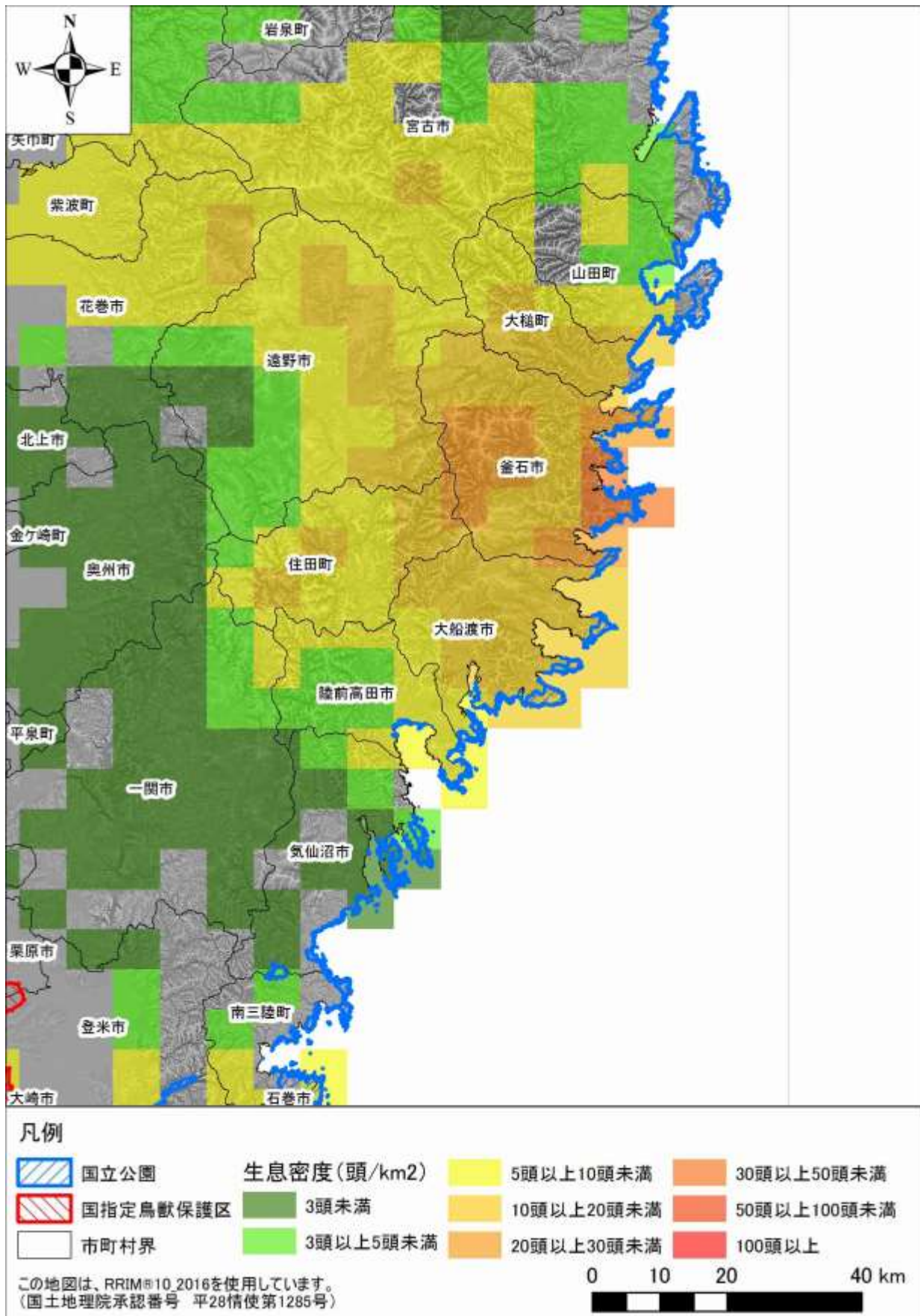


図 3.4-12 三陸復興国立公園におけるニホンジカ密度分布図 (2)

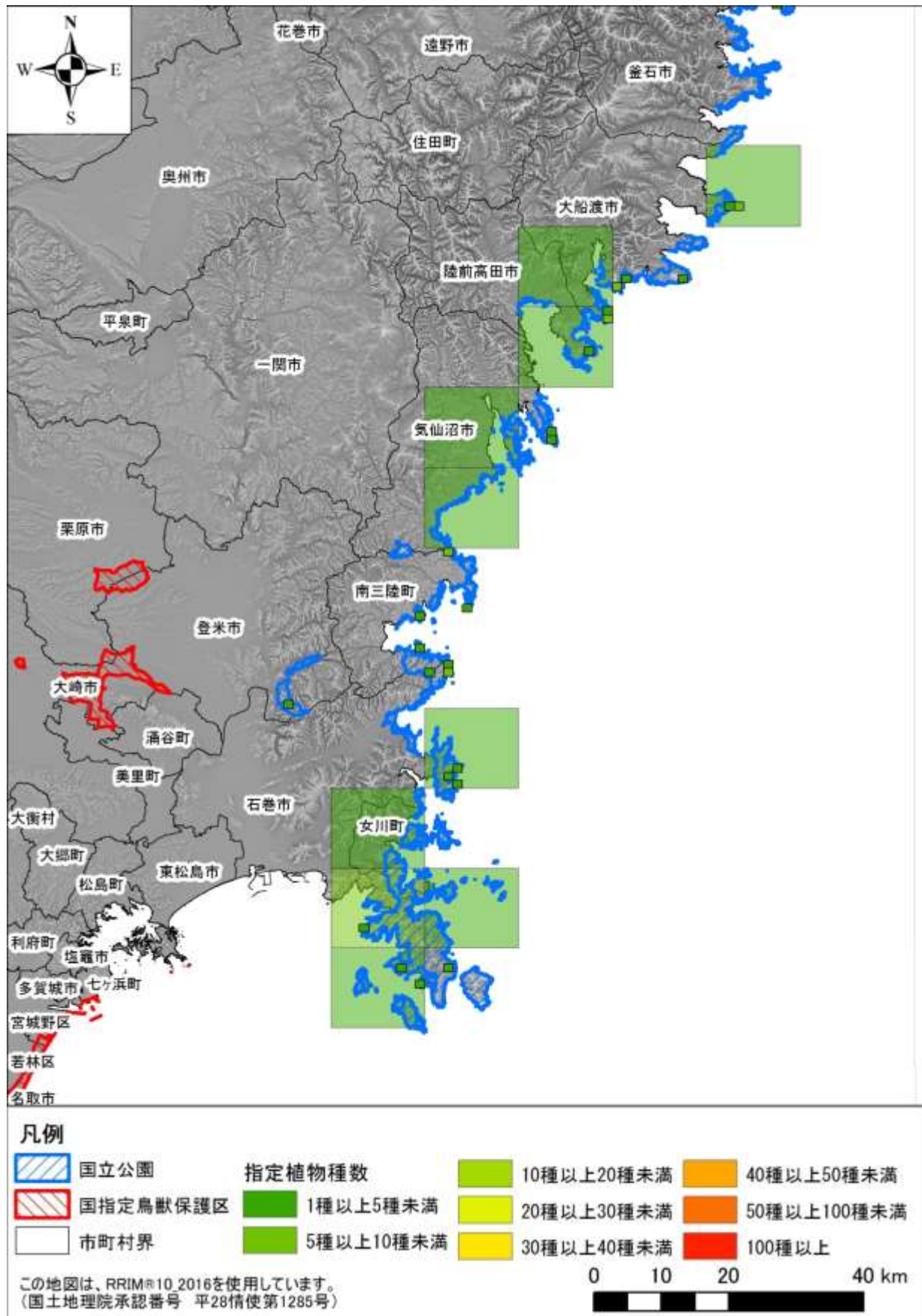


図 3.4-13 三陸復興国立公園における指定植物の分布状況 (3)

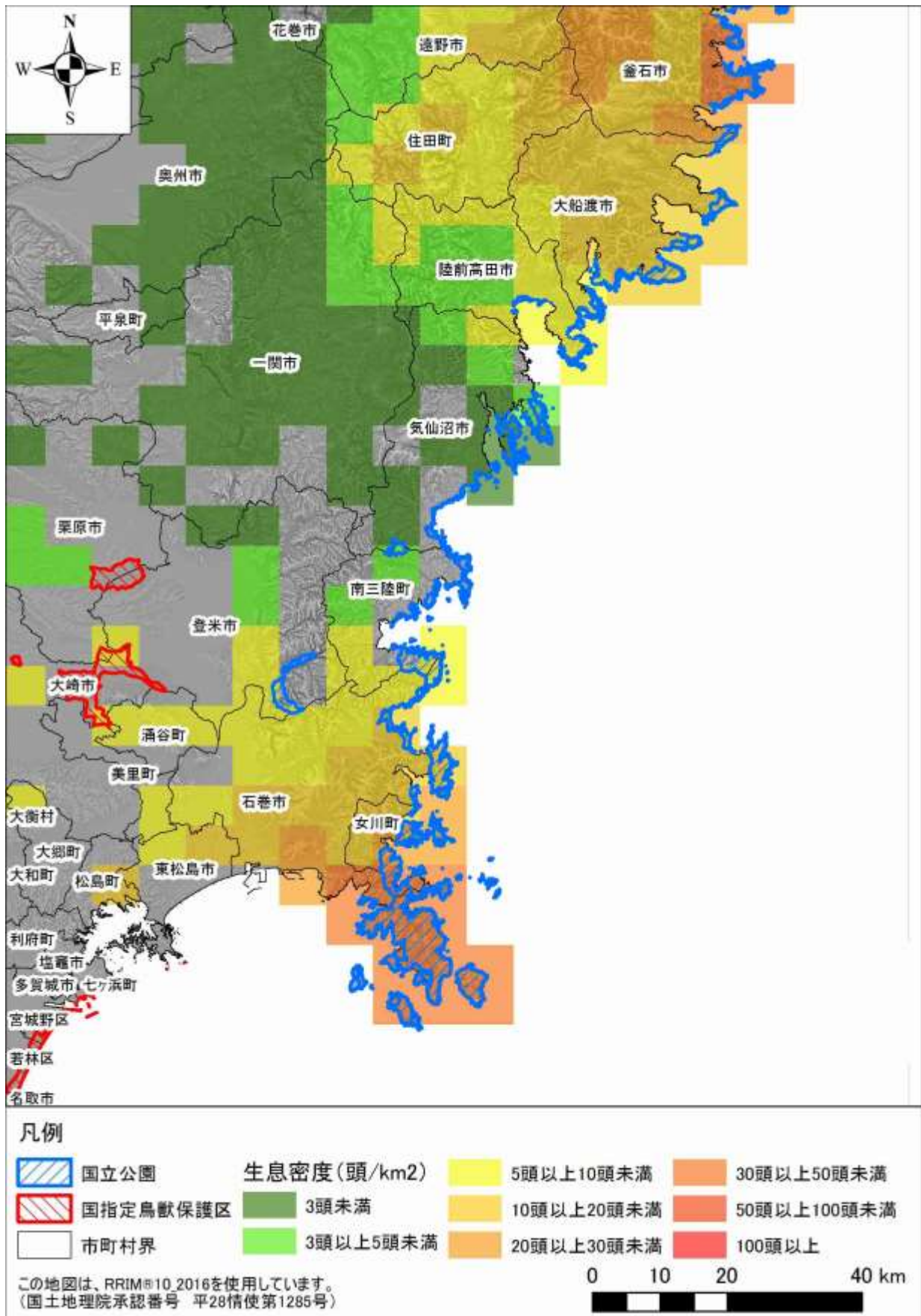


図 3.4-14 三陸復興国立公園におけるニホンジカ密度分布図 (3)

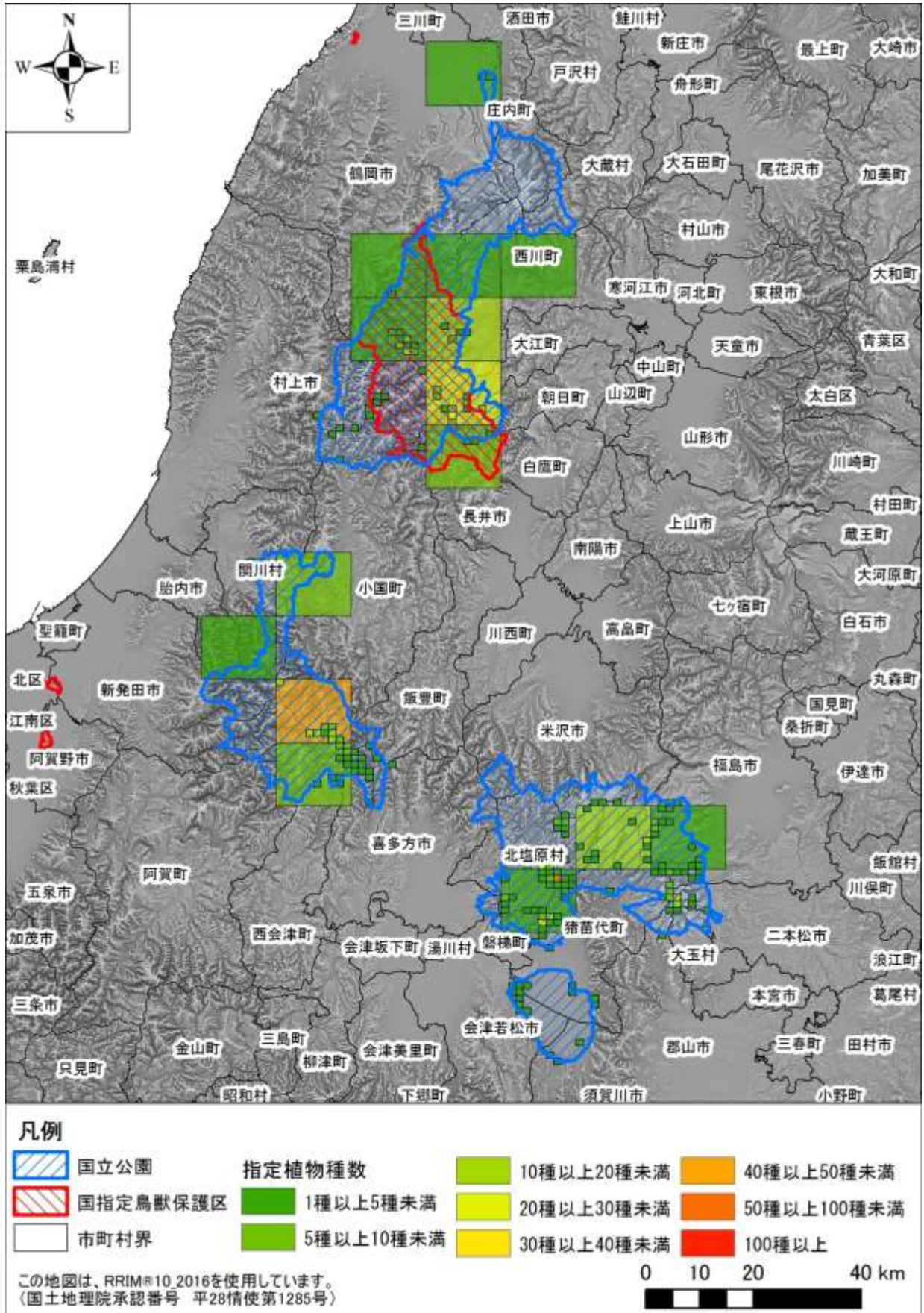


図 3.4-15 磐梯朝日国立公園における指定植物の分布状況

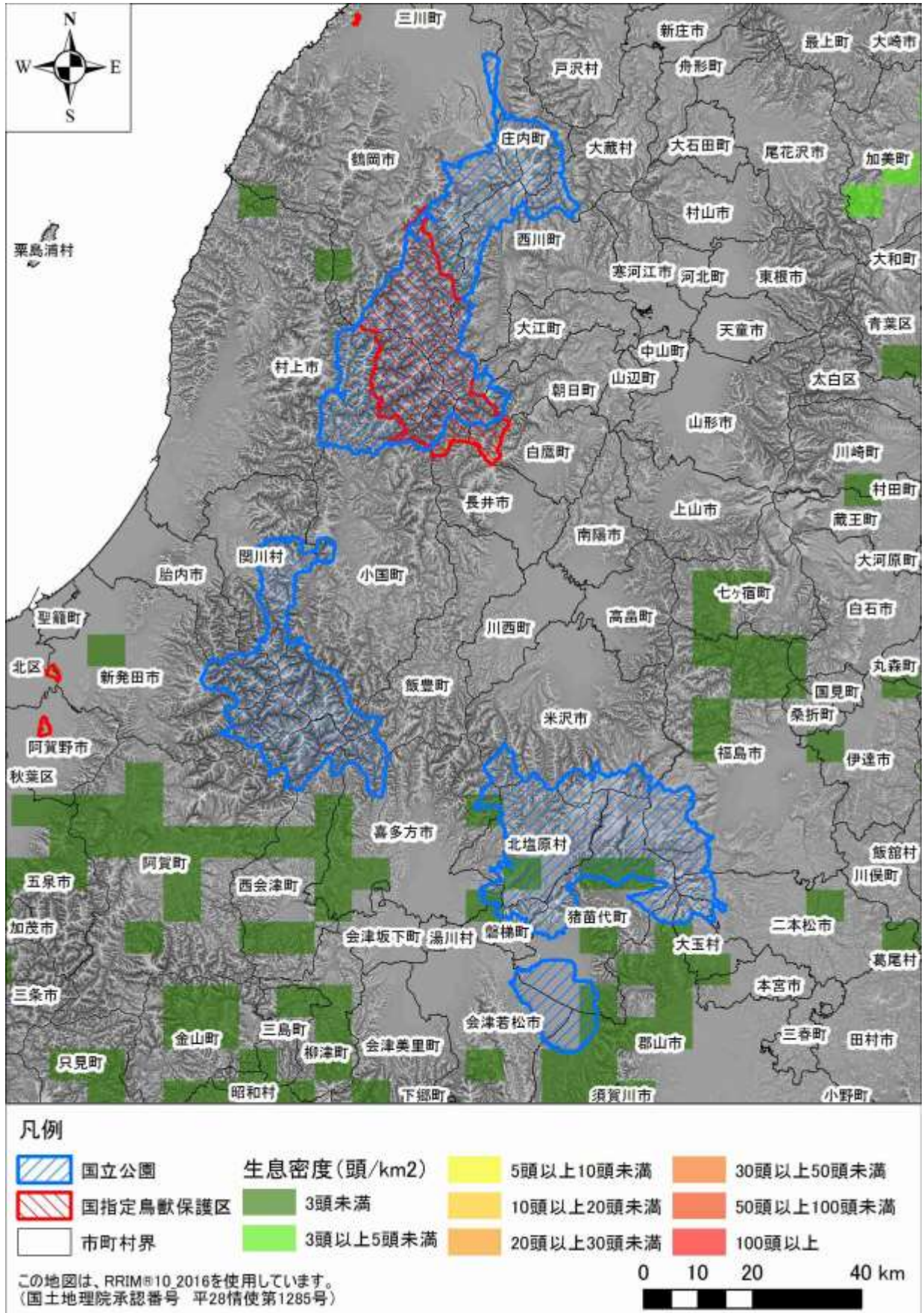


図 3.4-16 磐梯朝日国立公園におけるニホンジカ密度分布図

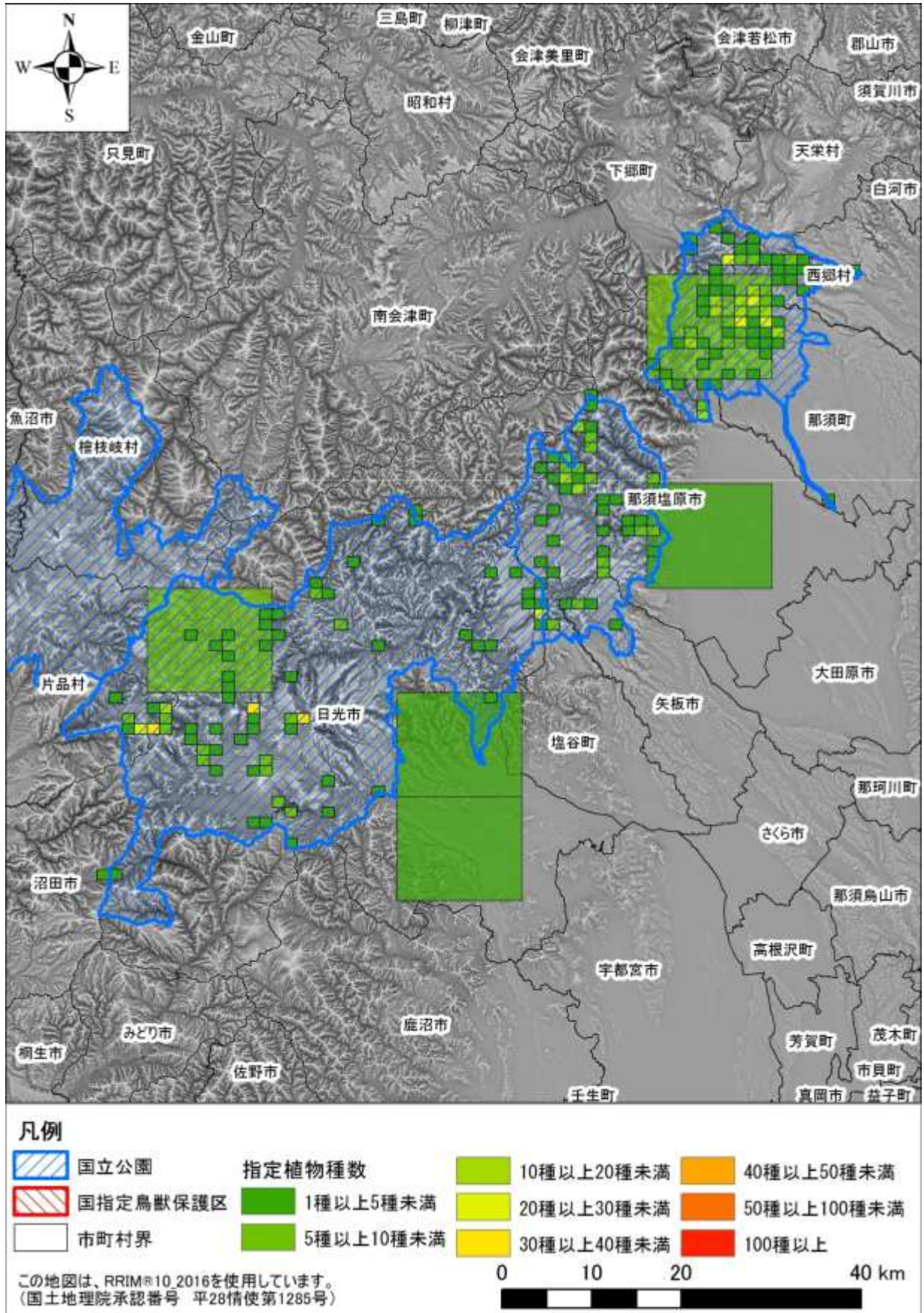


図 3.4-17 日光国立公園における指定植物の分布状況

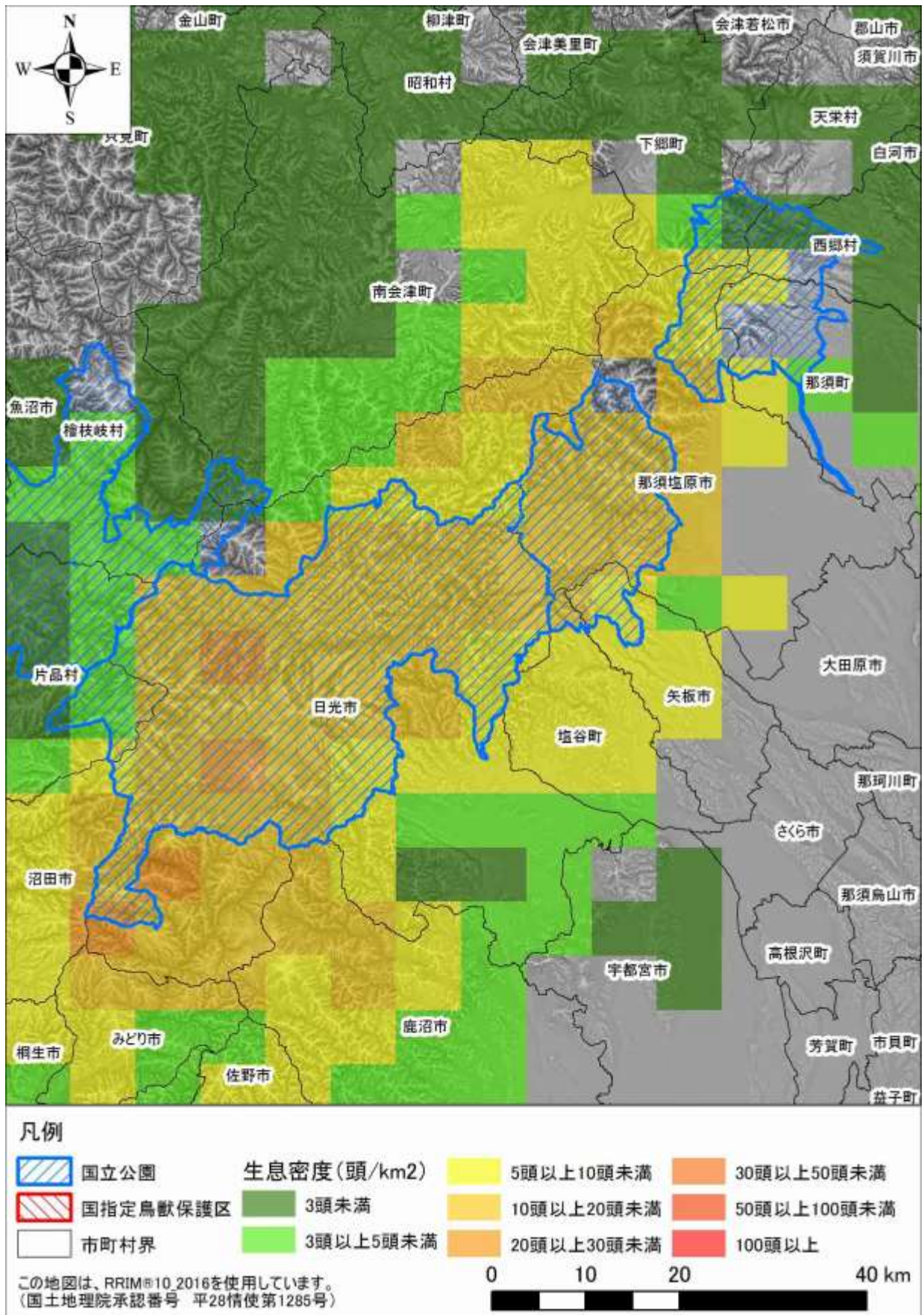


図 3.4-18 日光国立公園におけるニホンジカ密度分布図

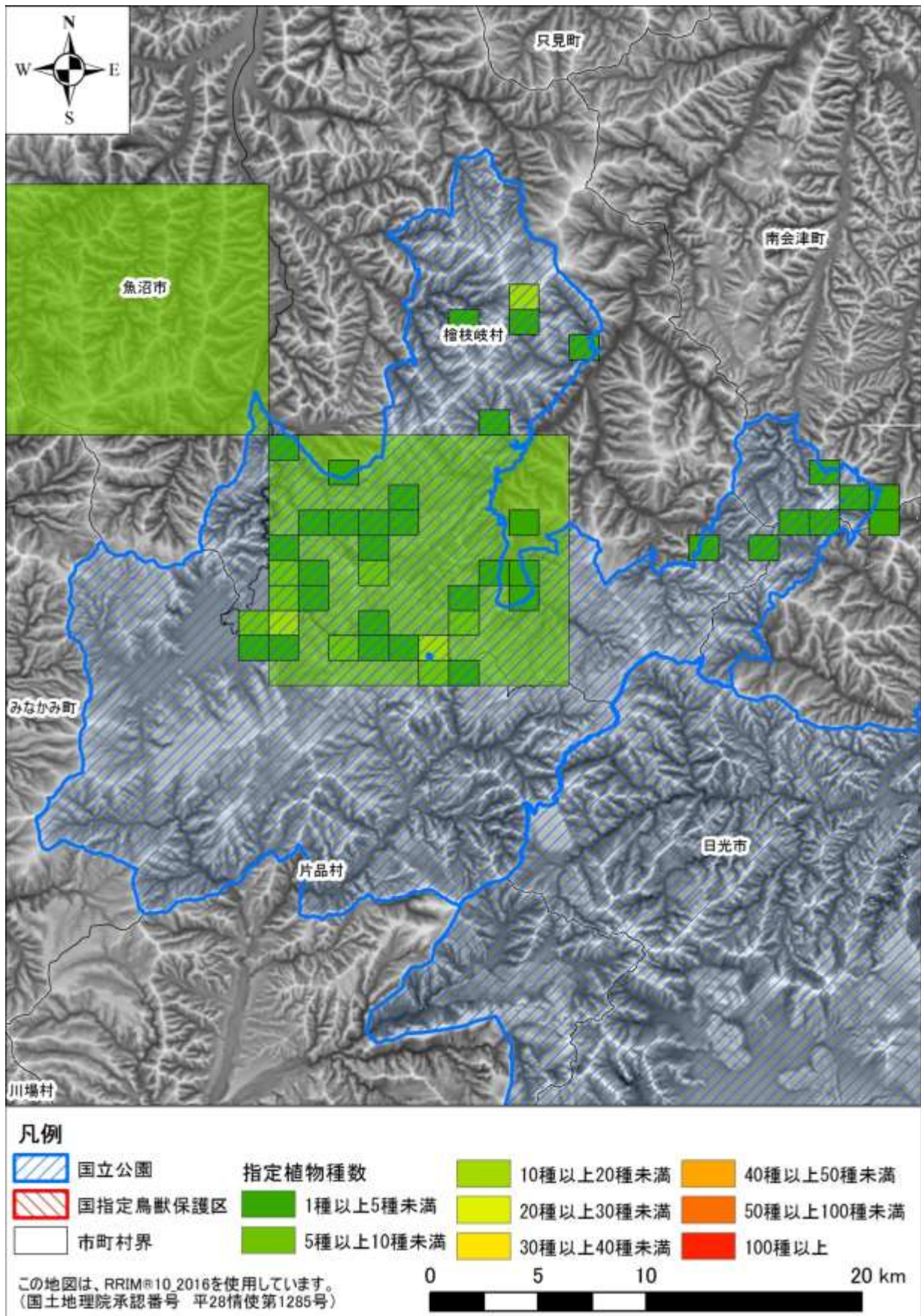


図 3.4-19 尾瀬国立公園における指定植物の分布状況

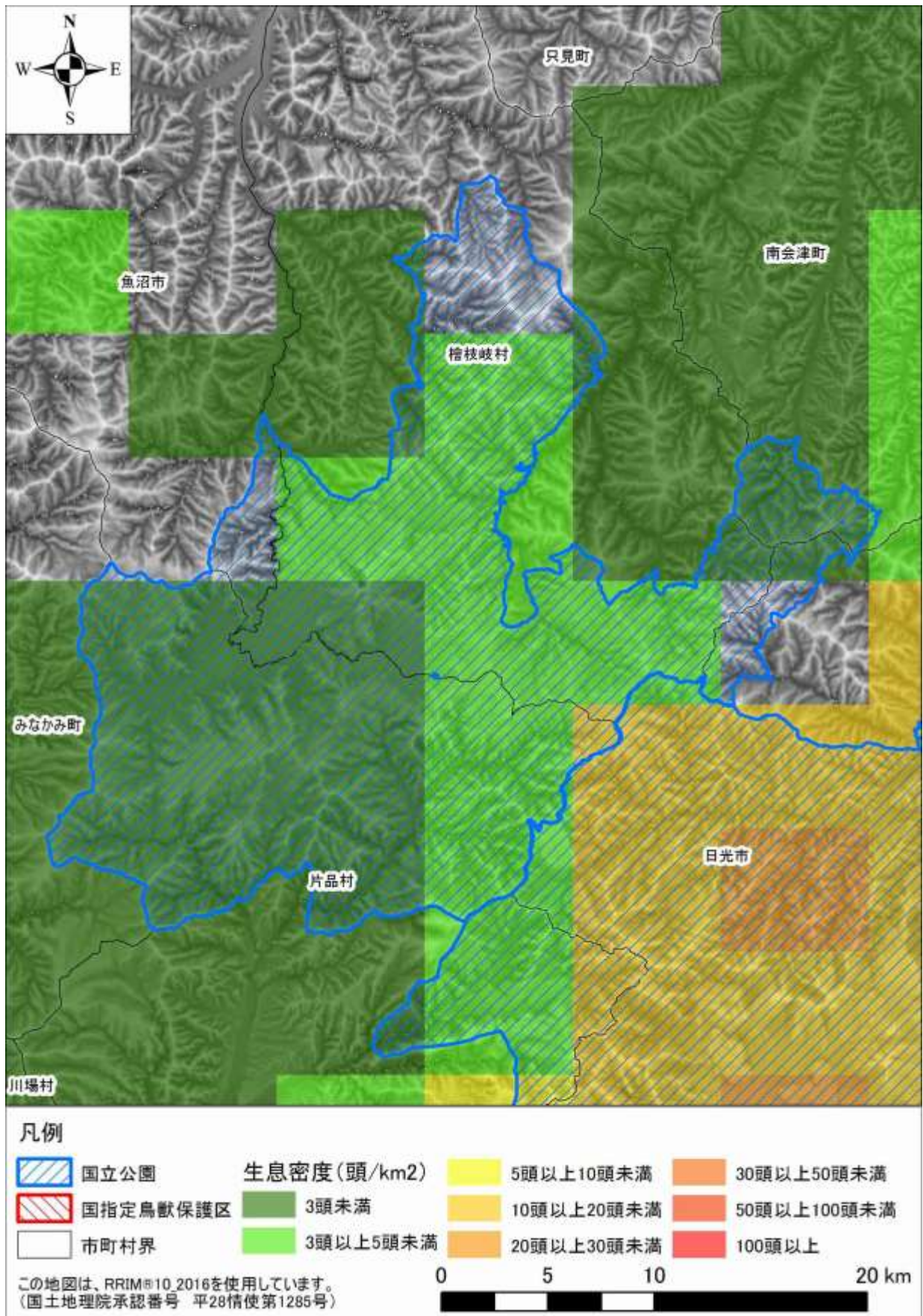


図 3.4-20 尾瀬国立公園におけるニホンジカ密度分布図

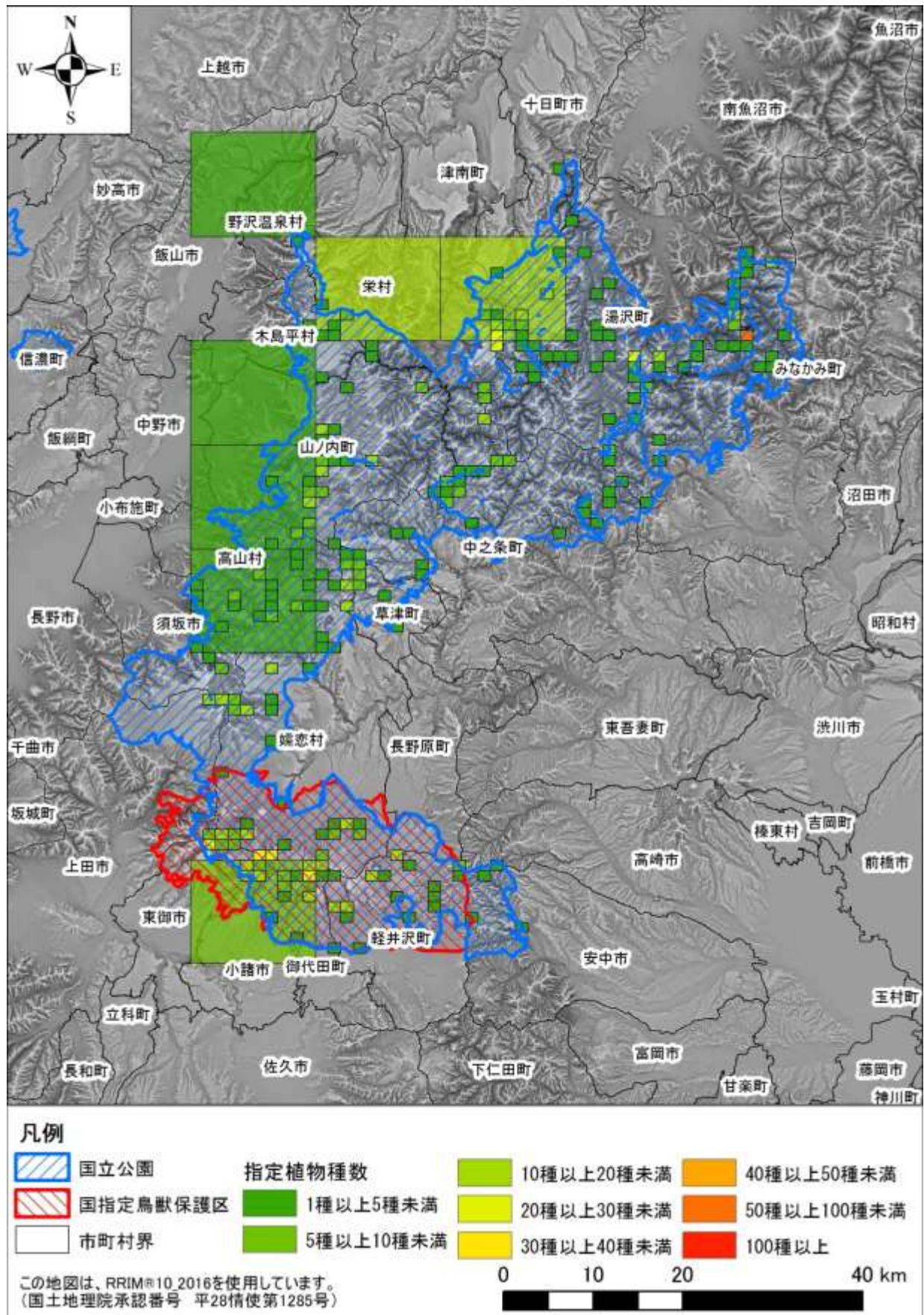


図 3.4-21 上信越高原国立公園における指定植物の分布状況

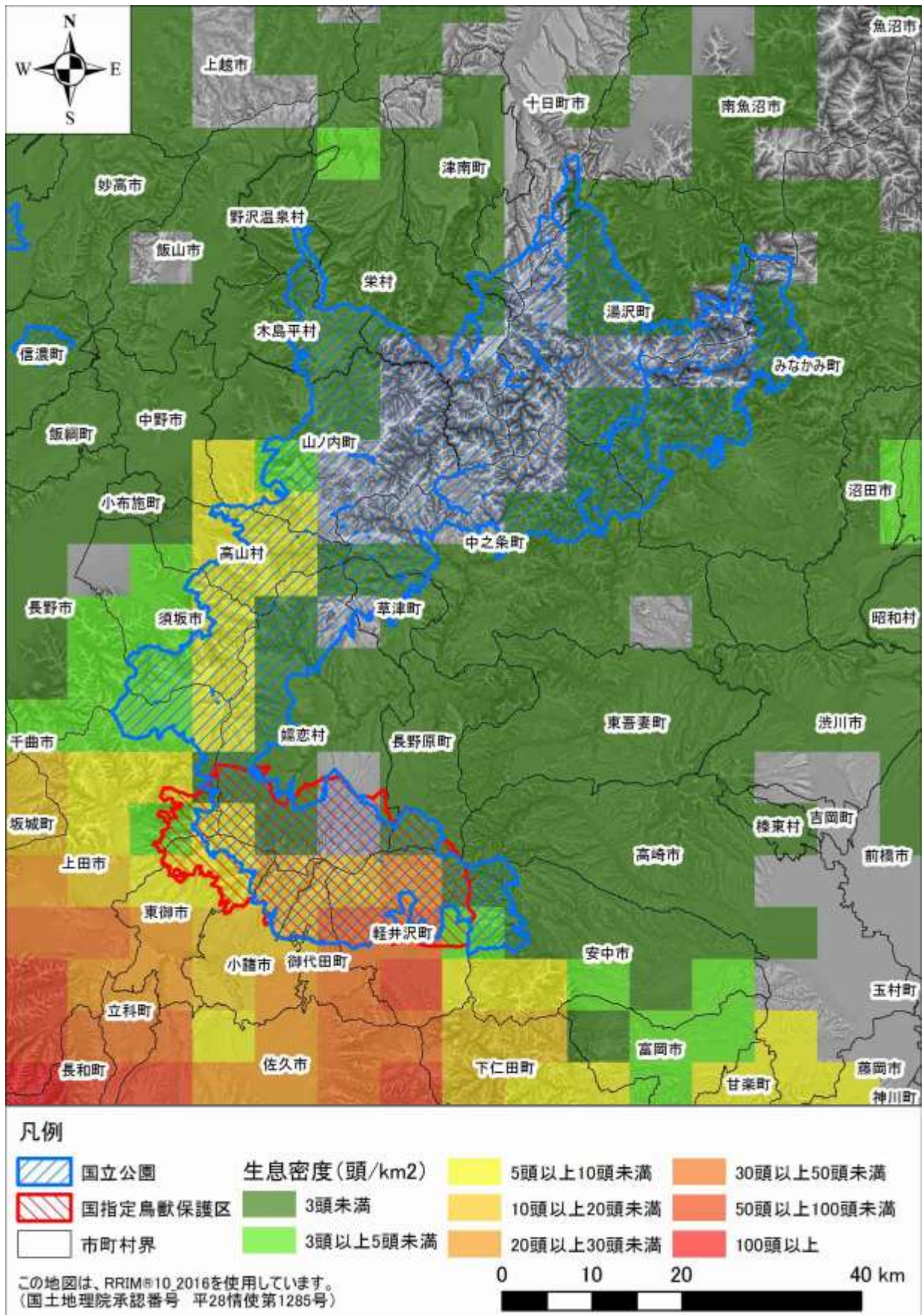


図 3.4-22 上信越高原国立公園におけるニホンジカ密度分布図

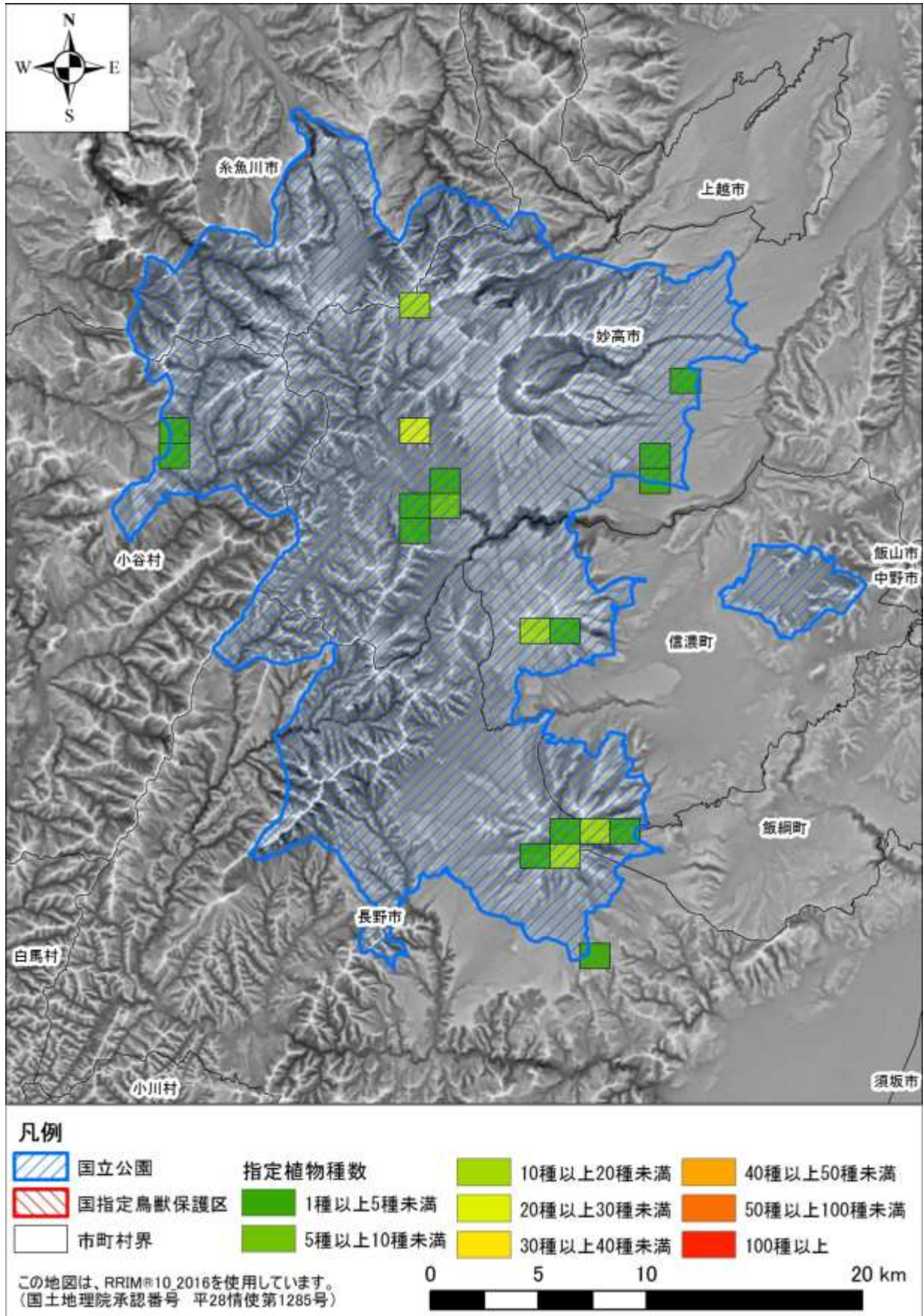


図 3.4-23 妙高戸隠連山国立公園における指定植物の分布状況

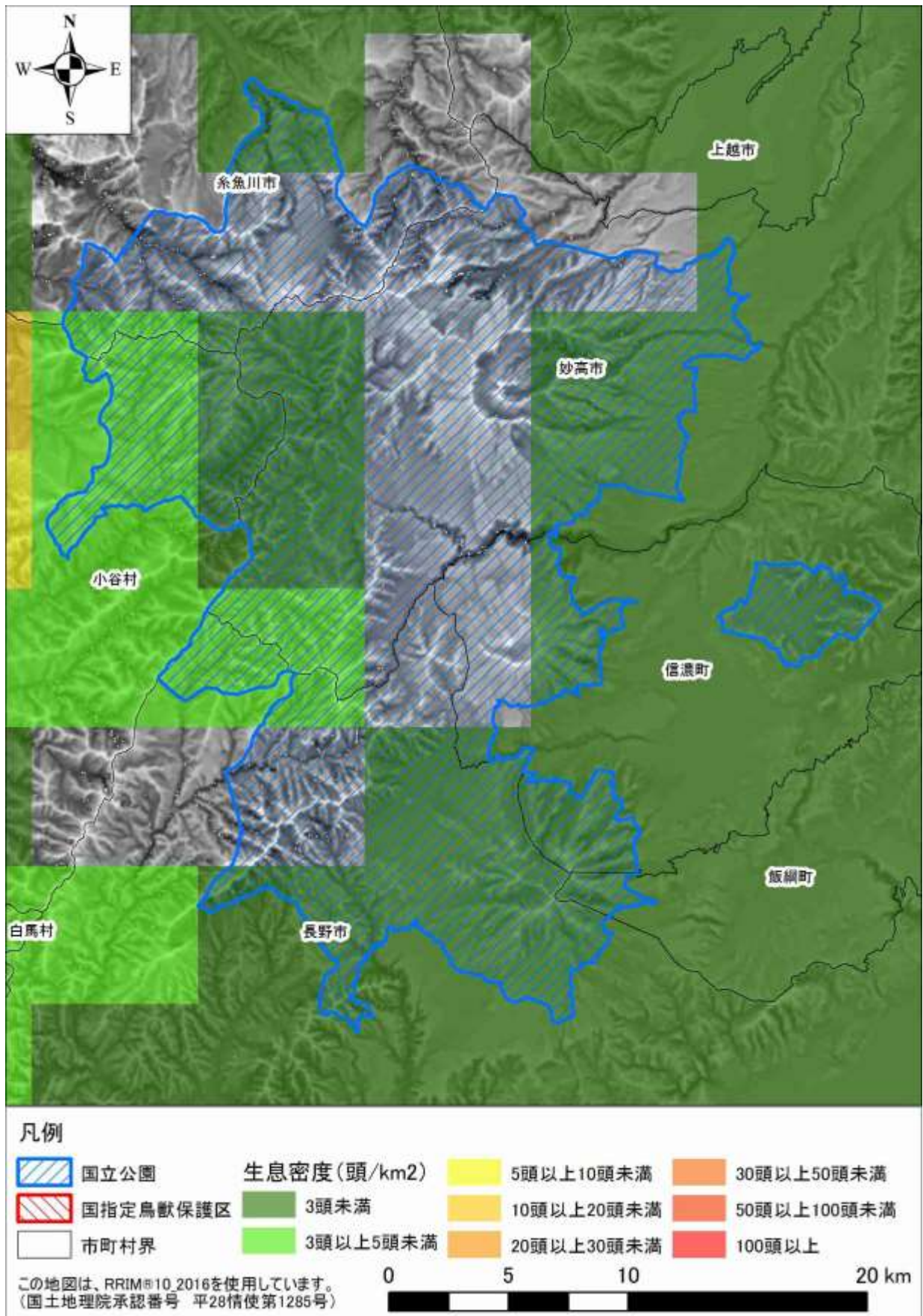


図 3.4-24 妙高戸隠連山国立公園におけるニホンジカ密度分布図

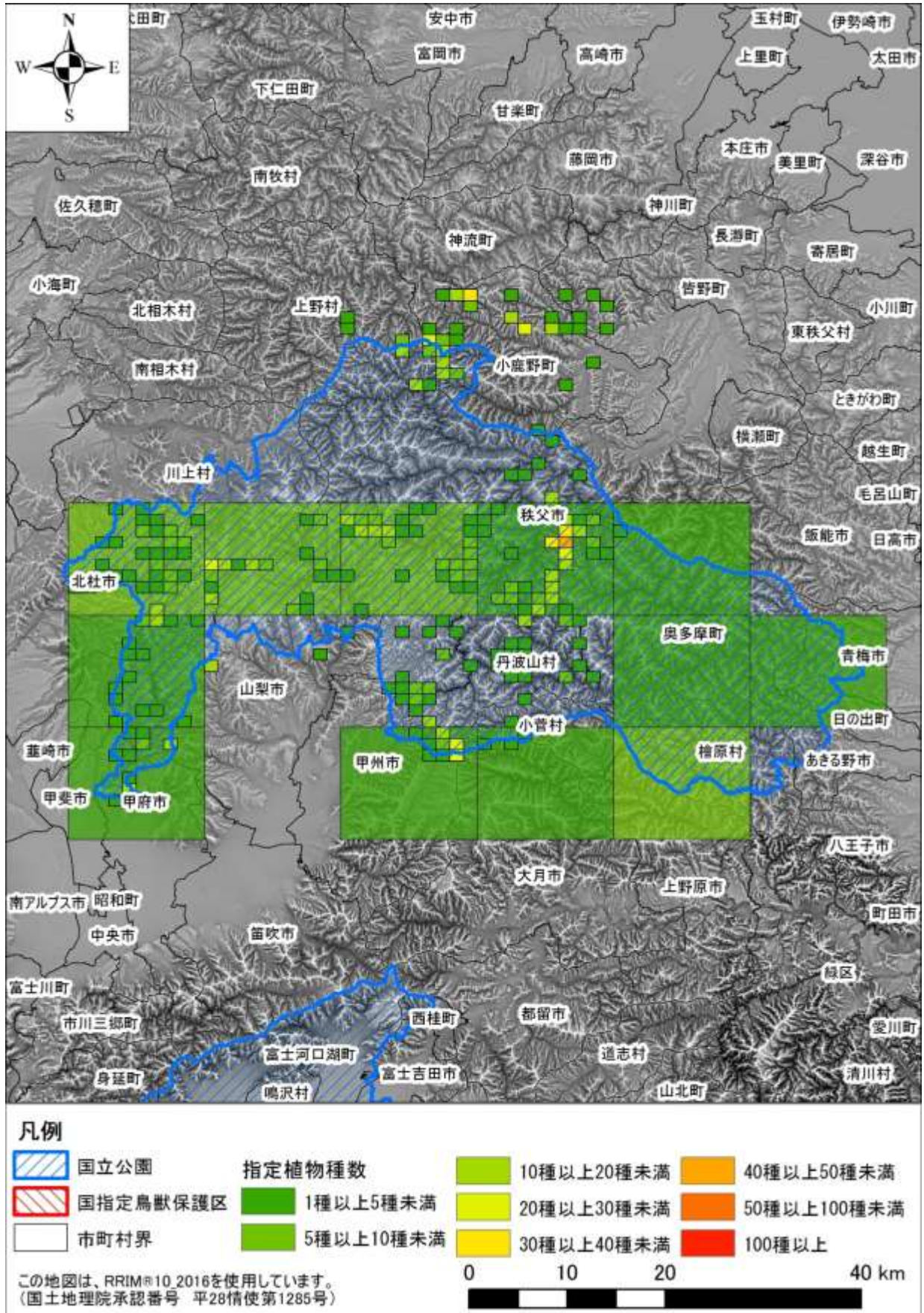


図 3.4-25 秩父多摩甲斐国立公園における指定植物の分布状況

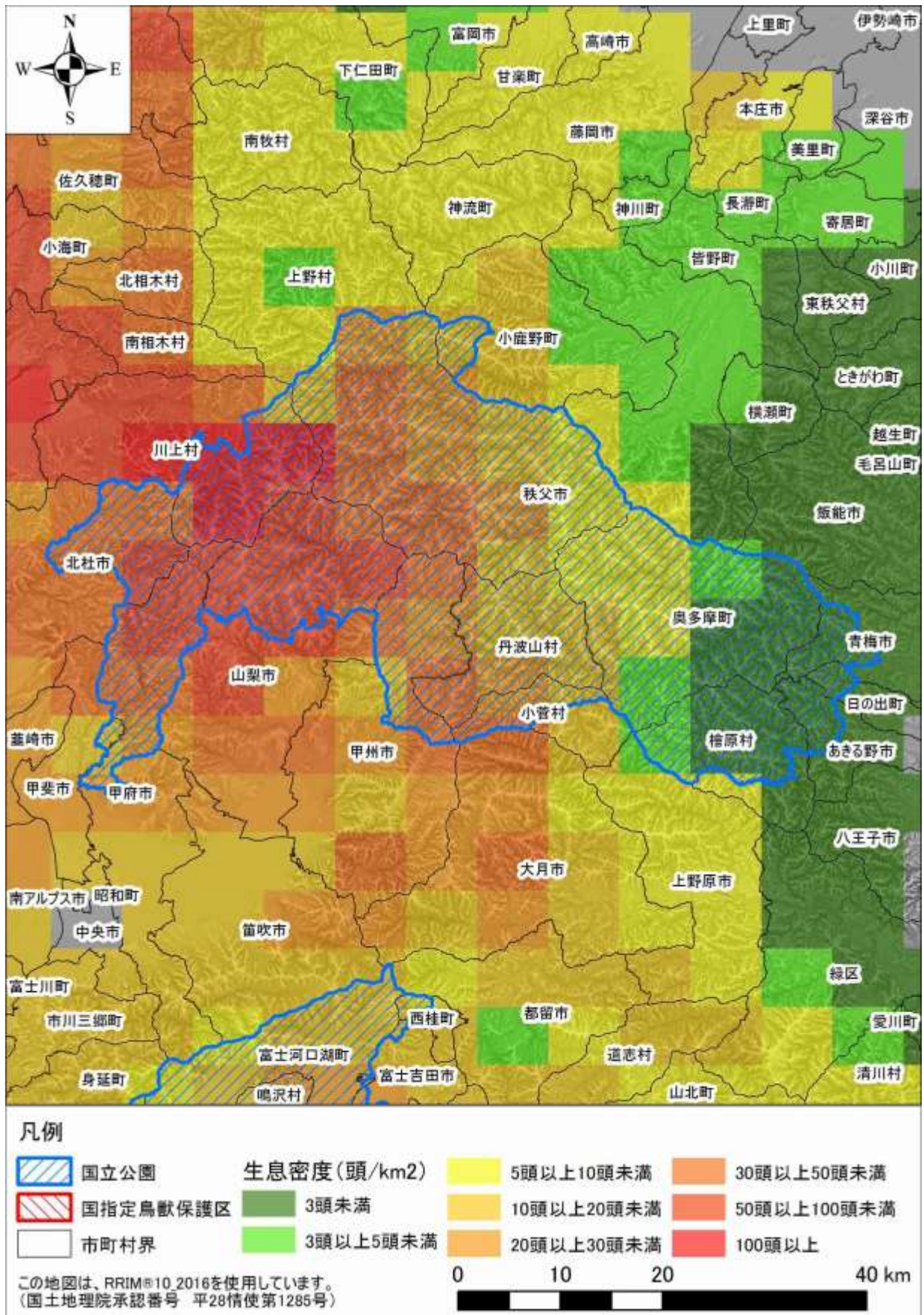


図 3.4-26 秩父多摩甲斐国立公園におけるニホンジカ密度分布図

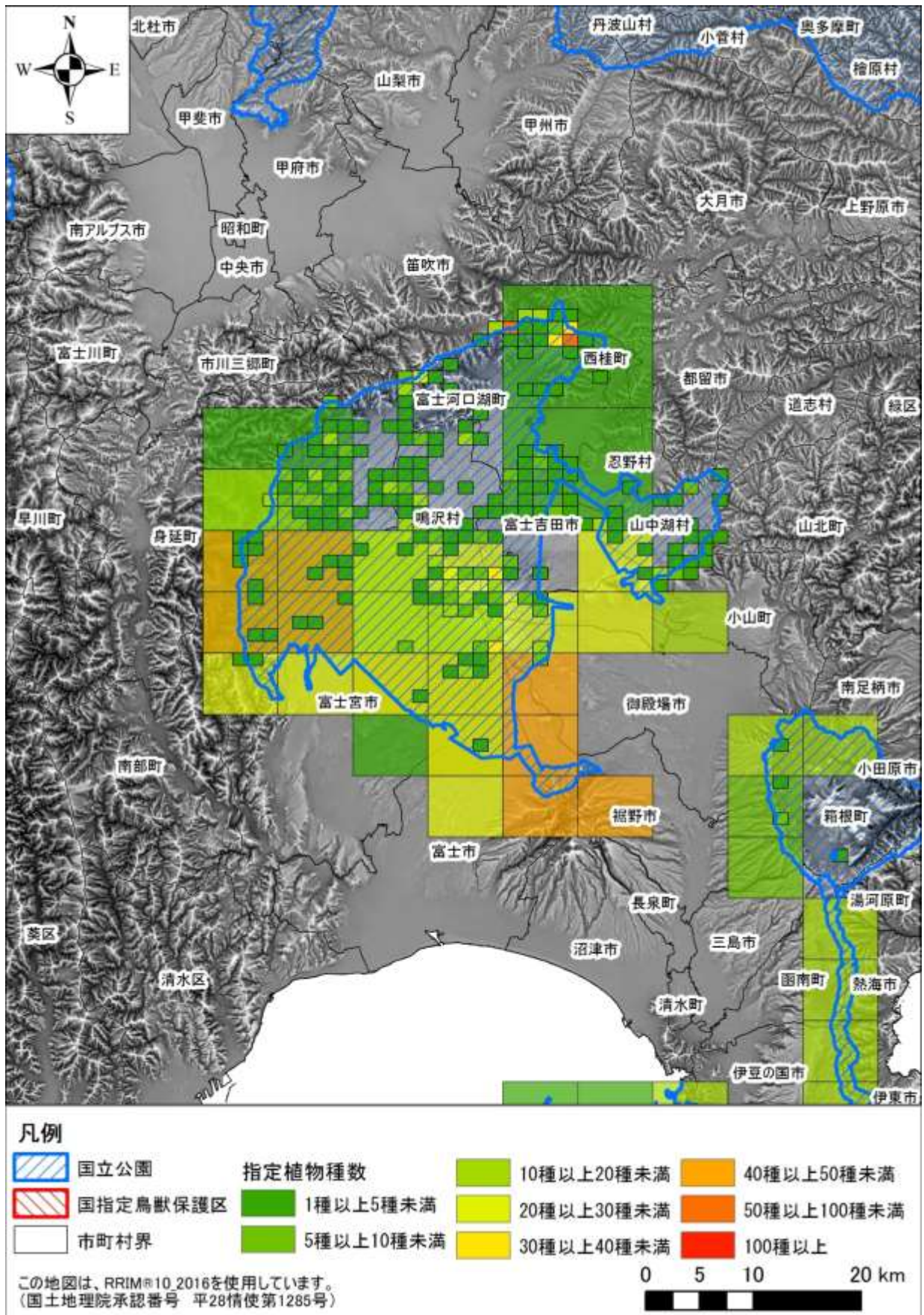


図 3.4-27 富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況 (1)

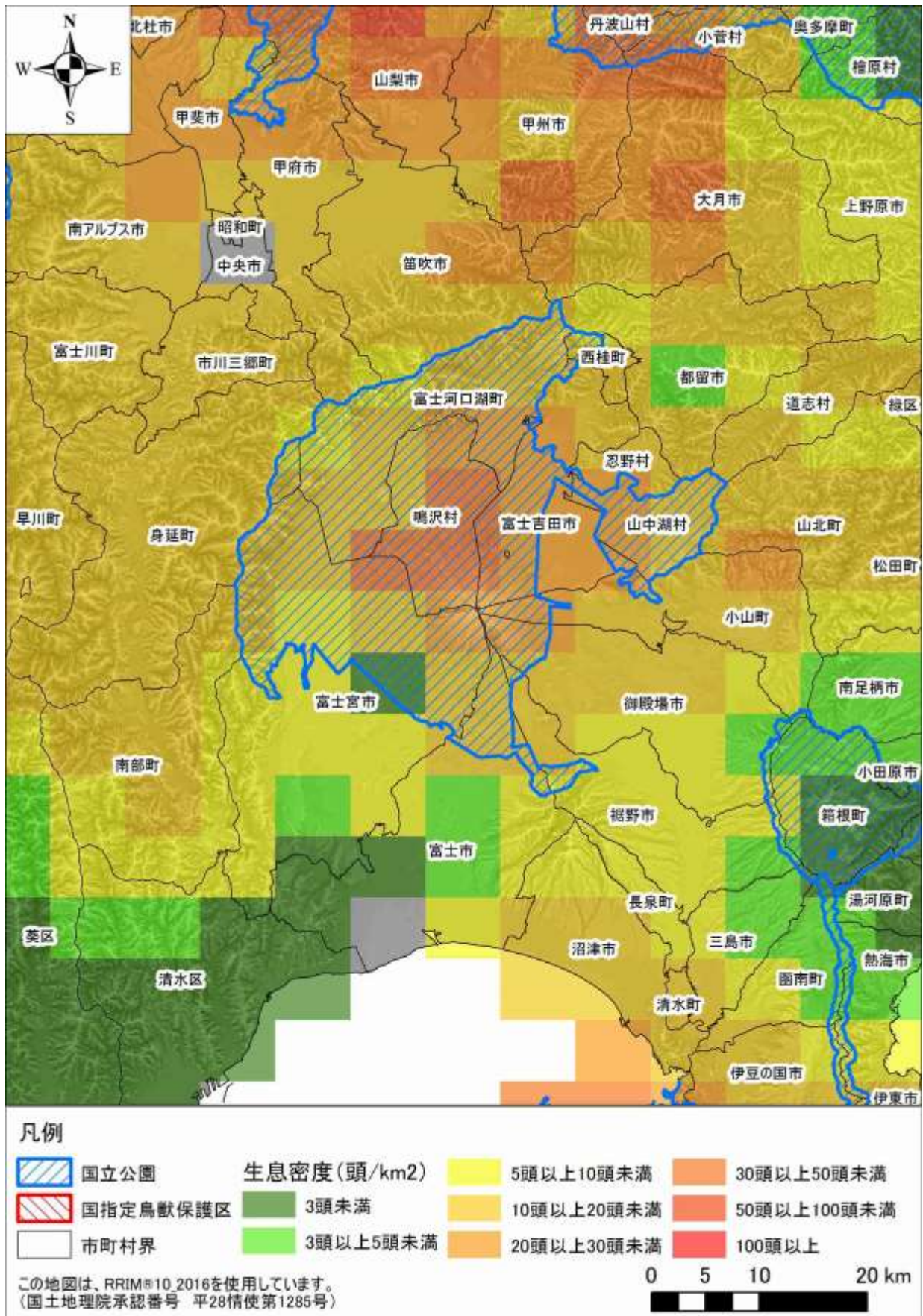


図 3.4-28 富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図 (1)

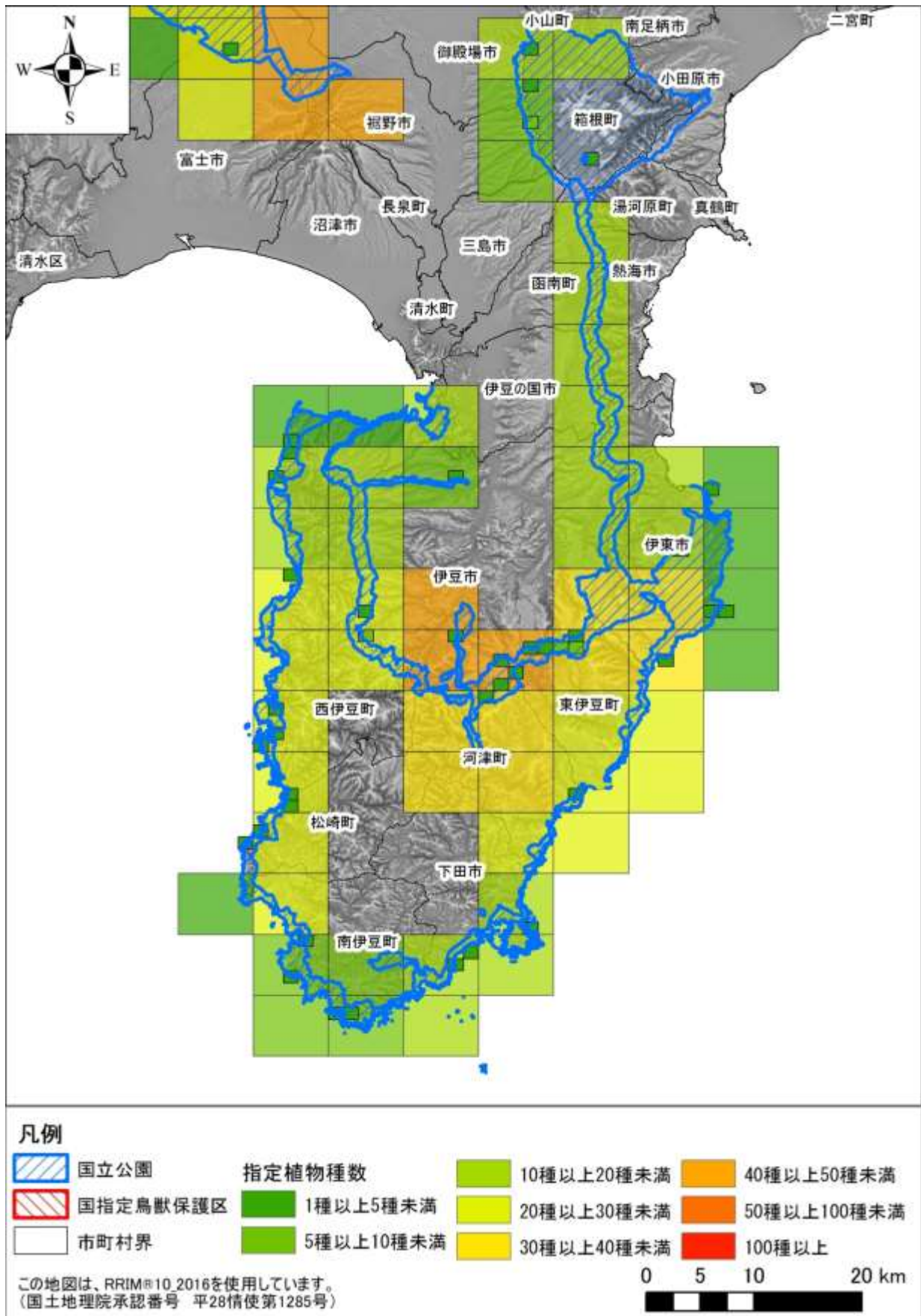


図 3.4-29 富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況 (2)

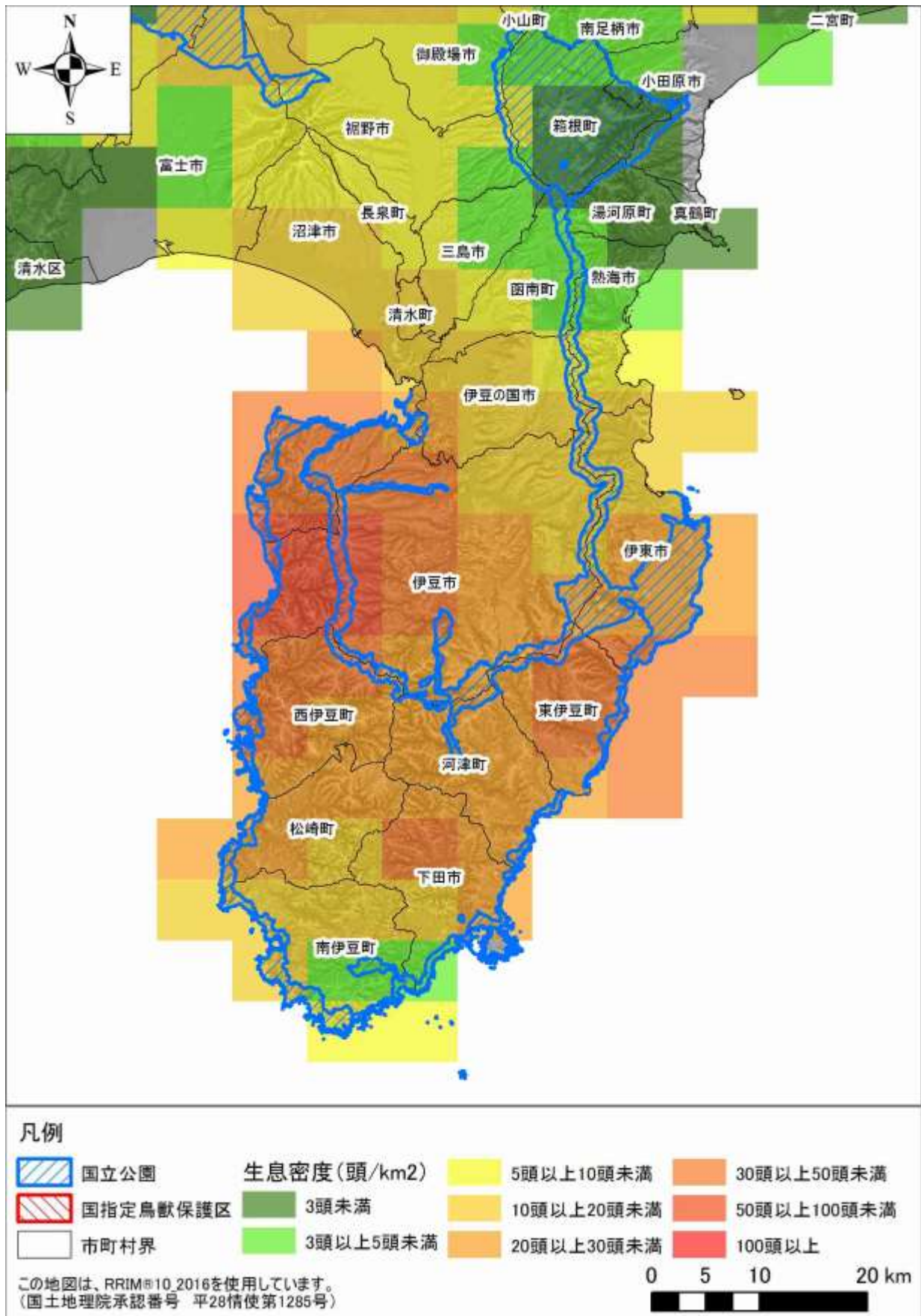


図 3.4-30 富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図 (2)

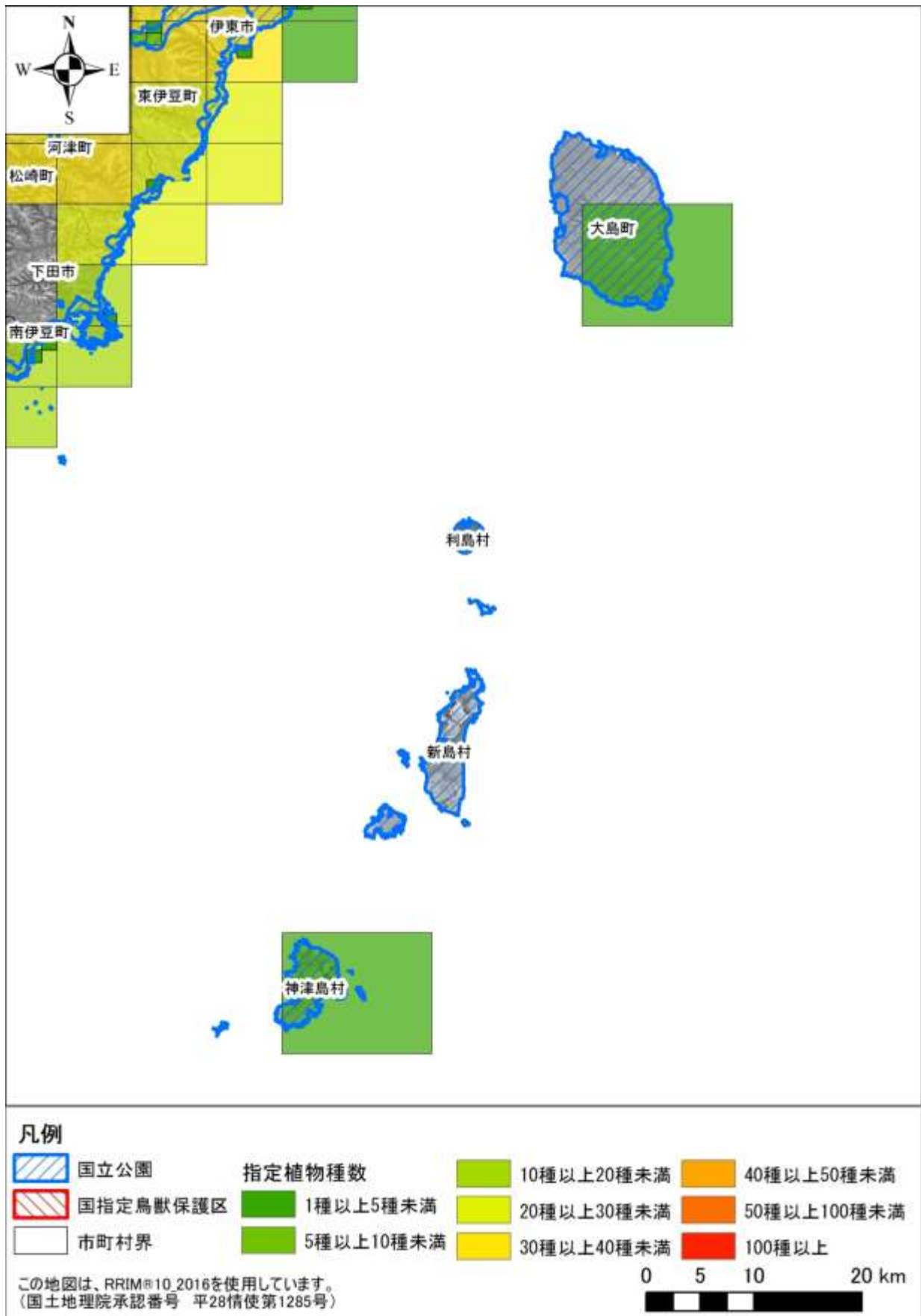


図 3.4-31 富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況 (3)

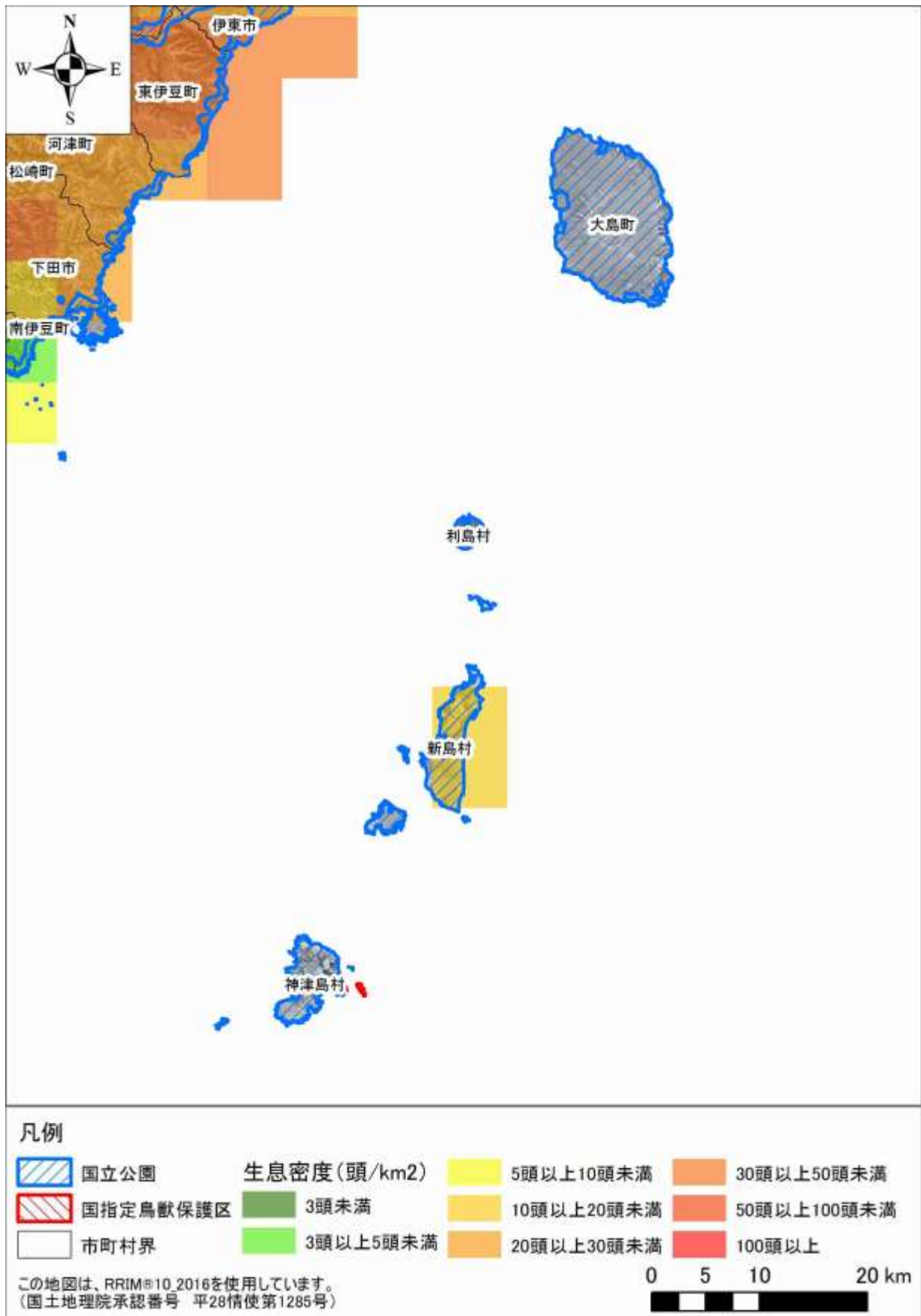


図 3.4-32 富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図 (3)

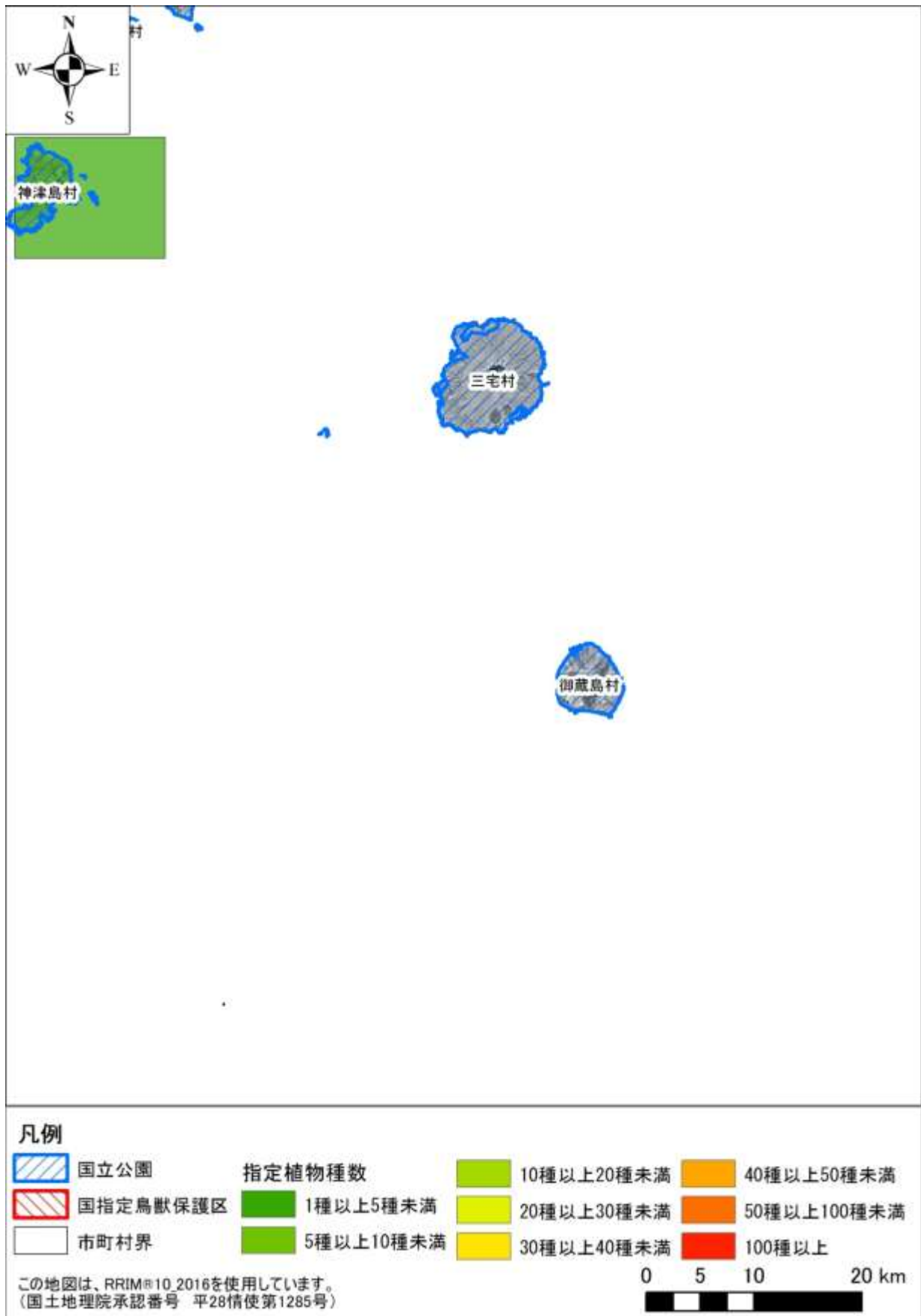


図 3.4-33 富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況 (4)

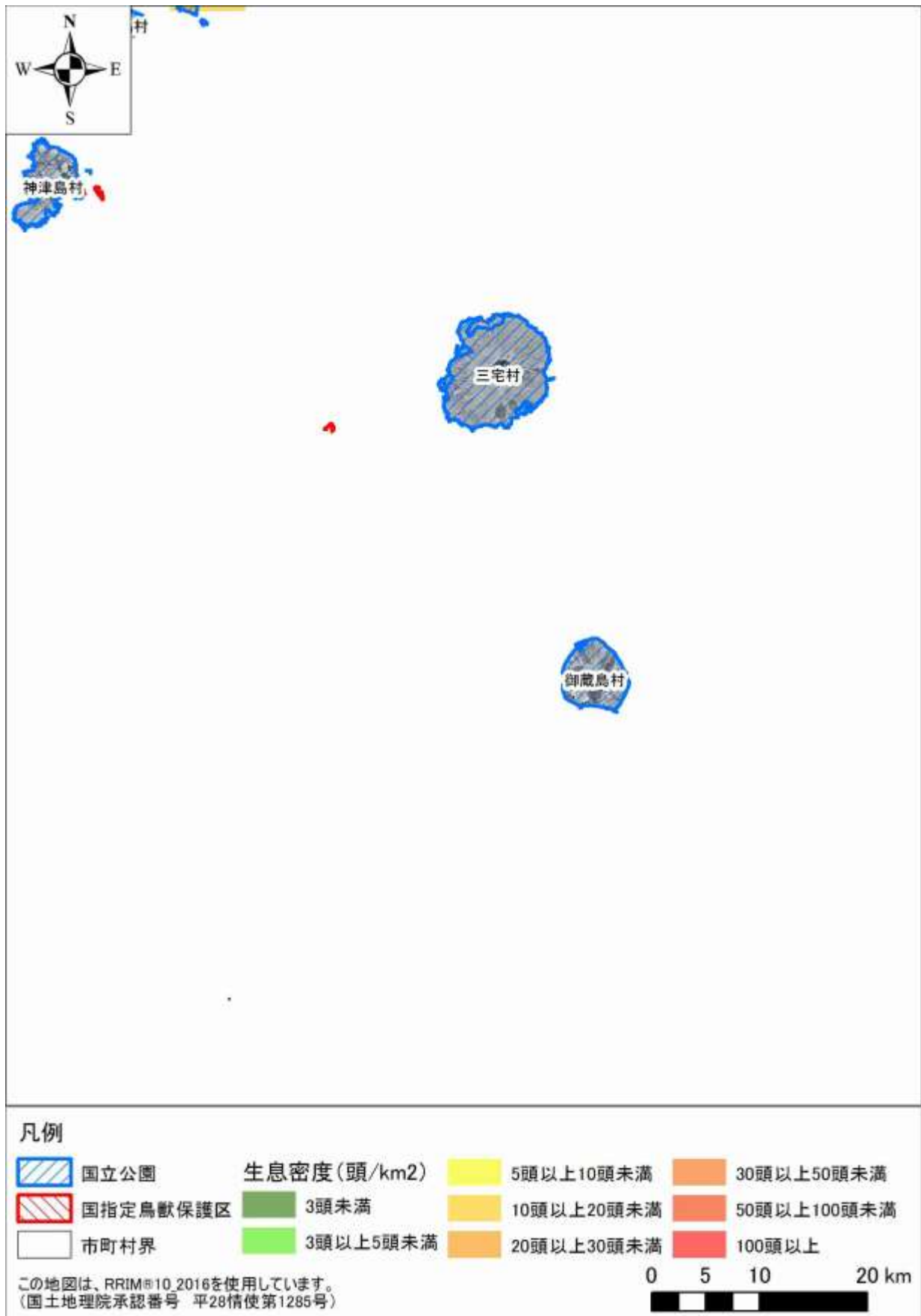


図 3.4-34 富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図 (4)

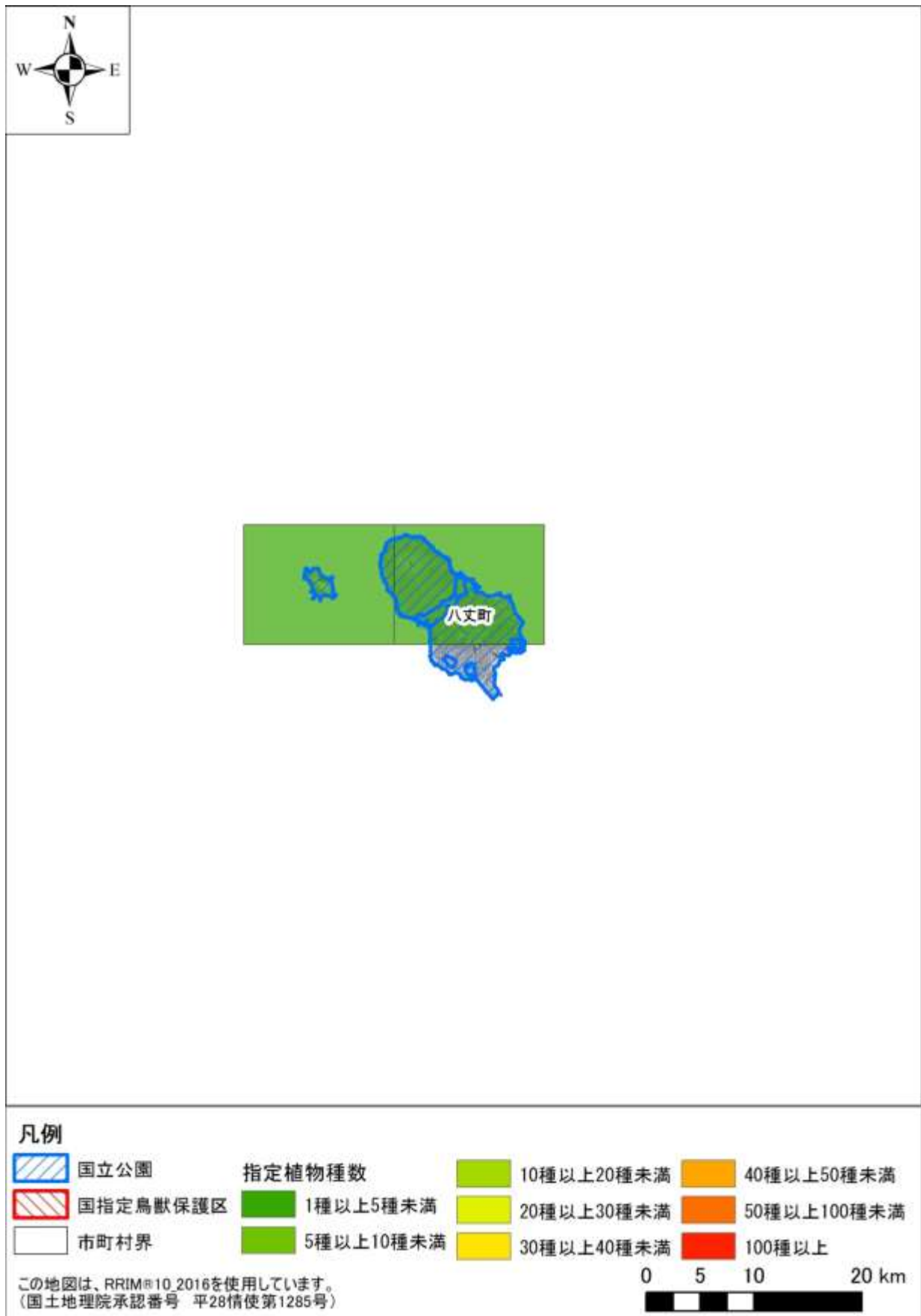


図 3.4-35 富士箱根伊豆国立公園における指定植物の分布状況 (5)

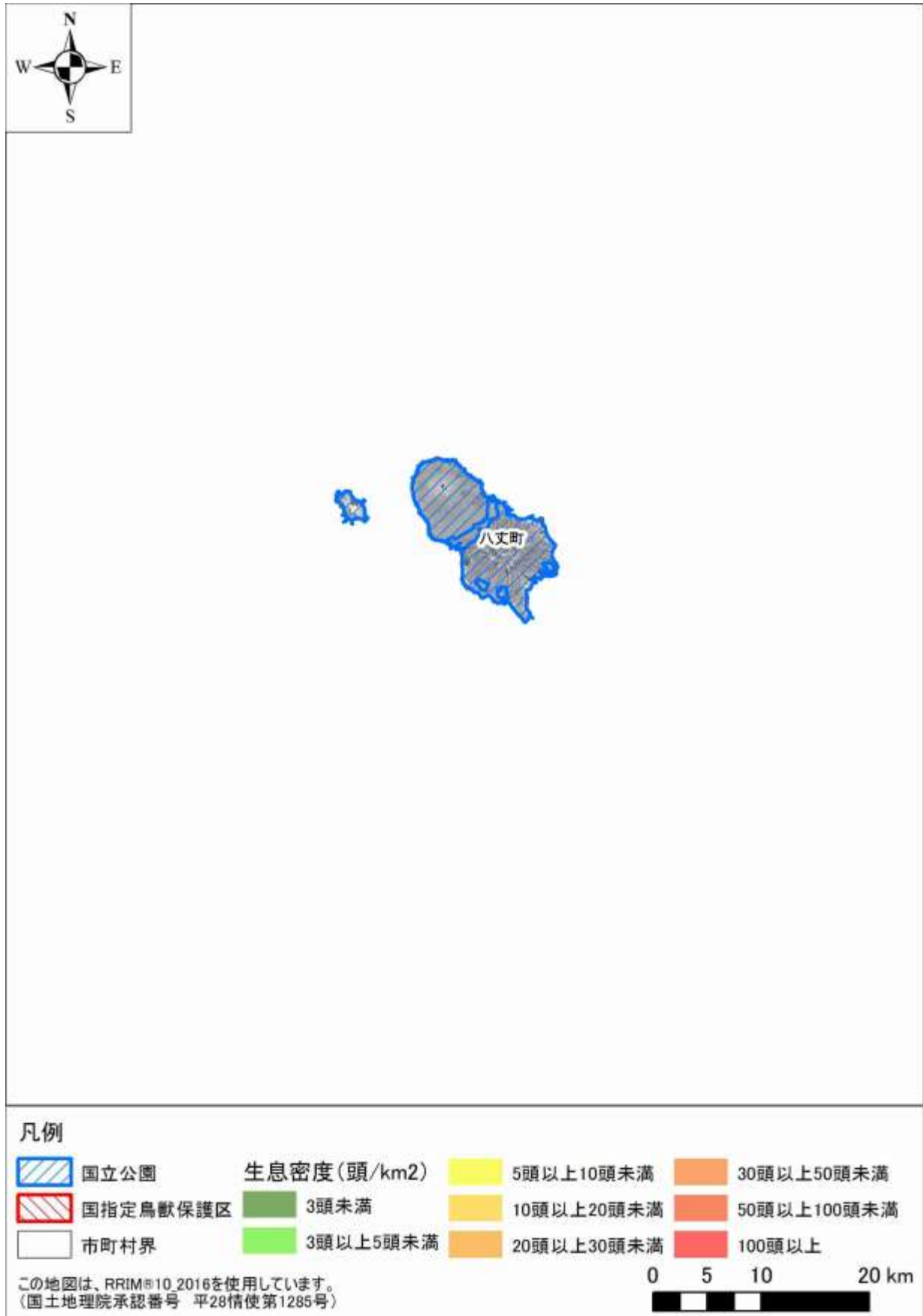


図 3.4-36 富士箱根伊豆国立公園におけるニホンジカ密度分布図 (5)

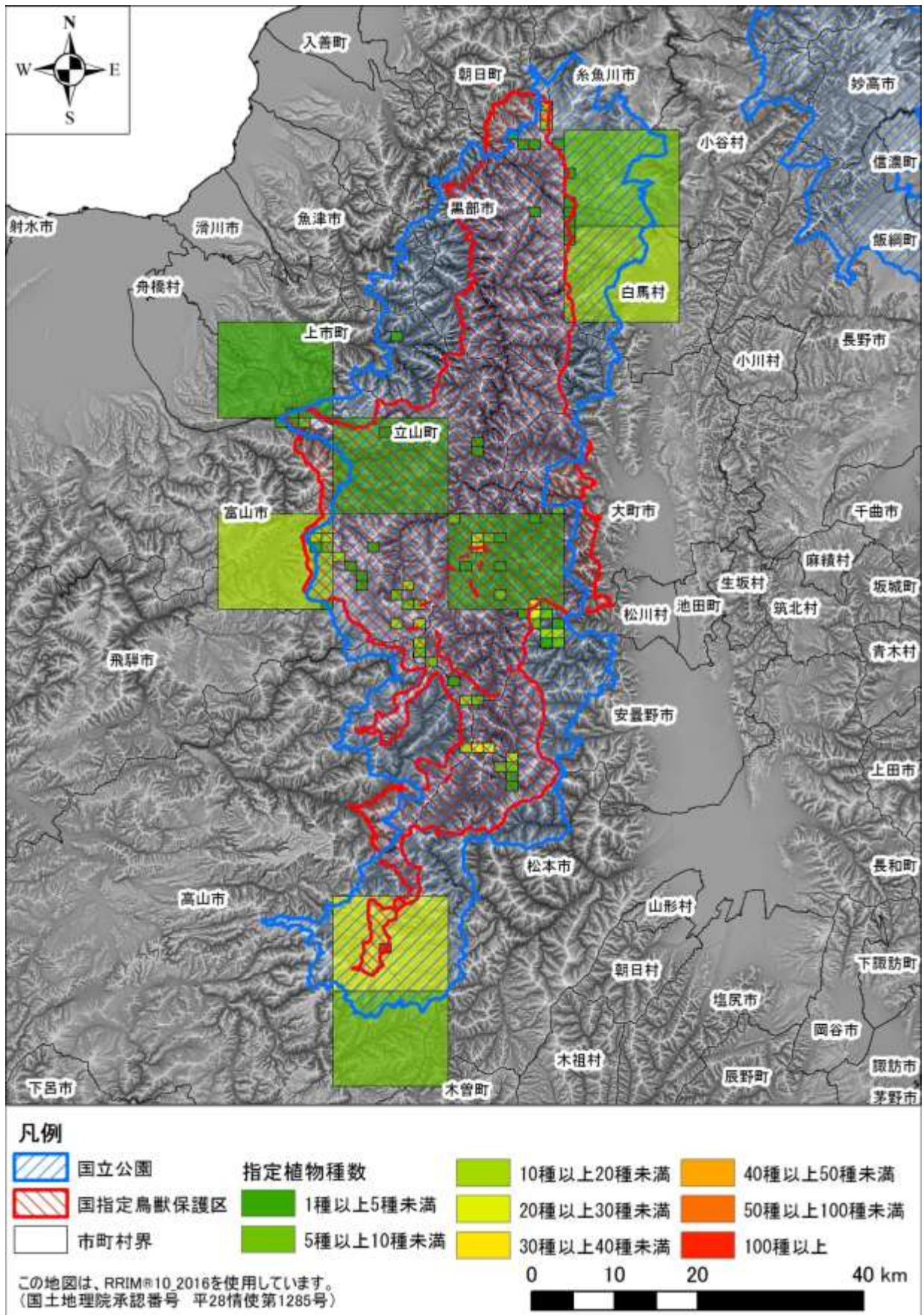


図 3.4-37 中部山岳国立公園における指定植物の分布状況